

木曽岬町教育振興基本計画

平成23年3月

木曽岬町教育委員会

トマッピー教育プラン 目次

はじめに	1
I 木曽岬町の教育～その現状と課題～	2
(1) “木曽岬っ子”の現状と課題	2
(2) 保護者や地域住民と協働した子育てについての現状と課題	3
(3) 学びの輪がひろがるまちづくりについての現状と課題	4
II 「トマッピー教育プラン」の構想について	6
”生きる力”をそなえた木曽岬っ子の育成と学びの輪がひろがる町	6
III 施策について	7
○生きる力をそなえた木曽岬っ子を育てる	7
【信頼される学校・園をつくる】	7
【基礎学力をはぐくむ】	12
【自他を尊重する豊かな心をはぐくむ】	19
【なかまと支え合える関係をはぐくむ】	29
【しなやかな心と体をはぐくむ】	31
【教職員の力量向上を図る】	34
○保護者や地域住民と協働して子どもの育ちを支える	38
【地域で子育てを支える環境をつくる】	38
【地域と協働した、子どもの学習・体験活動・安全確保等を推進する】	45
○学びの輪がひろがるまちをつくる	50
【お互いに学び合う生涯学習社会を推進する】	50
【心のふれあう生涯スポーツを推進する】	52
【うるおいのある文化を振興する】	53
【若者が参画するまちづくりを推進する】	55
【地域全体で人権教育を推進する】	56

はじめに

平成18年12月に改正された教育基本法では、「人格の完成」や「個人の尊厳」など、これまで謳われてきた普遍的な理念は大切にしながら、教育の目的を実現するために達成すべき目標を新たに掲げるなど、新しい時代の教育の基本理念が示されました。その第17条に、地方公共団体は、国の教育振興基本計画を参照し、その地域の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるように努めることが決められています。

木曽岬町では、現在町総合計画に基づいて取組を進めていますが、この努力規定を受けて、教育の意図的・計画的な計画として、木曽岬町教育振興基本計画「トマッピー教育プラン」（以下、教育プランという）を定めることとしました。

この教育プランは、今後10年間を見据えてめざすべき木曽岬町の教育の姿を示すとともに、平成25年度末に策定予定となっている次期総合計画（木曽岬町第5次総合計画）策定に向けた根拠となるものとして策定しました。そして、木曽岬町町民憲章に謳う町の姿を実現する人材を育成するために、

- ①生きる力をそなえた木曽岬っ子を育てる
- ②保護者や地域住民と協働して子どもの育ちを支える
- ③学びの輪がひろがるまちをつくる

という3つの観点を中心にして、教育プランとしました。

この教育プランの中には、情報化社会と言われる変化の激しい社会の中にあっても、人間として大切にしていかなければならない“不易”と、新しい時代を生きるために必要な考え方を取り入れる“流行”とを見極め、盛り込むことを心がけました。また、国いう“生きる力”を育てることはもちろんですが、人は一人では生きていけません。地域の人々と、仲間と“ともに生きる”という視点も勘案しながら策定しました。

この教育プランを基に、さまざまな教育施策を展開する予定ですが、教育の振興に当たっては、家庭や地域の方々がそれぞれの役割を担っていただきなど、すべての町民の方々に関わっていただき、ともに取組を進めていくことが何より重要です。今後もよりいっそうのご理解・ご協力をお願いいたします。

I 木曽岬町の教育～その現状と課題～

(1) “木曽岬っ子”の現状と課題

木曽岬町には、2つの幼稚園・保育園と1小学校1中学校があり、子どもたちの多くは、町内の幼稚園・保育園から小中学校に進んで学んでいます。

子どもたちは、純朴で素直、元気のよい子どもたちですが、一方で、厳しい家庭の状況により、不安定な気持ちが行動に現れている子もいます。

また、人間関係では、9年以上の期間ともに学びあっている子どもたちですので、お互いを知っているというよい面もありますが、そのつながりは表面的な部分も多く、眞の友だちとして、心の深い部分で共感しあっている状況は生み出せないでいるようです。さらに、幼少期から中学校卒業までほとんど同じ集団での生活であり、子どもたちの中では自然に強い、弱いに基づく順位性や序列化ができておらず、自分より“上位”“下位”という感覚で人への接し方ができあがつてしまっている状況も見られます。そのような集団内での友だちの固定的な見方による弊害として、いじめや、互いのコミュニケーションのあり方などによくない状況があるようです。

家庭では、同じ敷地内で別棟という状況もありますが、祖父母との三世代同居も他地区よりは多いようで、周りの大人の目が多く子どもに向かわれ、子どもの育ちにより影響を与えています。しかしその反面、大人が関わりすぎ、子どもが受け身になっており、いわゆる“指示待ち”的な子どもたちが多い現状もあります。

木曽岬の子どもたちのおよその学力の状況は、全国学力・学習状況調査（以下、学力調査という）からみると知識・技能の定着や知識・技能を活用する力に課題が見られるという結果が出ています。しかしながら、さまざまな学力向上施策を実施している効果が表れつつあり、少しずつ正答率が向上している状況も見られます。

教科別に見てみると、国語では、漢字を確実に書いたり読んだりする基本的な力はありますが、書かれていることの要旨をまとめたり、目的や意図に応じて自分の考えをまとめたりするような力には課題がみられます。

また、算数・数学では、基本的な計算はできますが、文章で書かれた問題から立式し答えを導いたり、具体的な内容を文字式を使って一般化して表したりする力などに課題がみられます。図形についても課題がみられましたが、指導法を工夫することで、少しずつですが改善されてきています。いわゆる“できる子”“できない子”が二極化してきているという課題も現れてきています。特に“できない子”的な状況が厳しく、個別指導が必要となっています。

子どもたちの体力や運動能力については、全国体力・運動能力など調査（以下、体力など調査という）を見ると、全国平均より高い数値を示すものもありました。平成21年度調査では、持久力を測るシャトルランや敏捷性を測る反復横跳びは平均より高い数値を示しましたが、小学校の握力、中学校の立ち幅跳びはあまり高い数値ではありませんでした。また、スポーツ少年団の活動、中学校では部活動が盛んなこともあります。運動

に関わる時間が全国平均より多い状況にあるのも、特徴の一つです。

このような学力や体力に影響すると考えられている生活習慣については、学力調査や体力など調査からは、朝ご飯をしっかりと食べ、十分な睡眠時間をとっていますが、テレビ視聴やテレビゲームなどに費やす時間が多く、家庭学習の時間が少ない傾向が見られます。

このような木曽岬の子どもたちの実態を十分勘案し一人一人を精一杯育てるために、小中学校や幼稚園・保育園では、それぞれ年度当初に学校づくりビジョン・園づくりビジョンを作成・公表し、意図的・計画的な教育活動に取り組んでいます。そして、年度末には、学校評価・園評価を行い、改善を図りながら取組を進めています。しかし、この取組も全教職員の総意のもとで展開し常に改善を図りながら教育活動を展開するまでは至っておらず、まだまだ管理職中心に進められている状況が見受けられます。今後は、一人一人の教職員が学校評価の意義を十分見い出し、自らも学校経営に参画しているという意識を醸成していくことが大切です。

(2) 保護者や地域住民と協働した子育てについての現状と課題

子育てについての保護者の課題として、まず第一に他地域と同様、孤立化が挙げられます。木曽岬町においても核家族化が進んでおり、若い両親が子育てについて学ぶ場や悩みについて相談できる環境が乏しい状況です。

第二に、保護者の“子育て力”向上のための十分な支援の必要性が挙げられます。

特に、「悪いことは悪い」と教える規範意識について意識の低い保護者が若干見られ、集団内で他人に迷惑をかけているような出来事に対して注意せず放置しており、その結果社会性や規範意識にかける子どもの姿が見られます。このようなことから、教育委員会では、「子育て 8つの指針」を作成し、子どもを育てるについての講演会を開催するなど、子育てに関する啓発活動に力を入れ、保護者と協働して、より健全な子どもの育成に取り組んでいます。

保護者や地域住民の教育へ関わろうとする意識については、協力的な方も多いのですが全体的に見るとまだあまり高い状況にあるとはいえない。その背景には、教育委員会や学校・幼稚園・保育園が保護者や地域住民にも広く学校や園を開き、教職員以外の大人との関わりを生み出す場づくりが弱かったことがあります。たとえば、下校時の子どもの見守りについて、シルバー人材センターの方への委託から、保護者や地域の方のボランティアによる見守りへシフトしていく取組を実施しているところですが、まだまだ十分な状況ではありません。

今後は、さまざまな機会を通じて、保護者や地域住民の方々の理解・協力を得ながら、子どもたちの健全育成に関わっていただく機会を増やしていく必要があります。

(3) 学びの輪がひろがるまちづくりについての現状と課題

木曽岬町では、北部公民館を中心にさまざまな公民館講座を開催しています。また、公民館講座受講者のほか、各種サークルを立ち上げ、活動している団体もあります。しかし、公民館講座受講者・サークル活動参加者の数は年々減少傾向にあります。講座受講者などの減少の要因には、講座内容のほか、高齢化^{※1}・公民館講座の受講条件^{※2}などさまざまなことが考えられます。

一人一人がそれぞれの興味や必要に応じ学ぶことによって、生活に潤いや充実感を持ち、学習を継続することによってもっと学びたいという意欲につなげるためにも、今後は町民ニーズに対応したより魅力ある講座を開設するなど、さらに生涯学習の充実が図られなくてはなりません。

また、生涯学習の基盤として欠かすことのできない読書環境については、図書館が北部公民館に設置されているのみであり、すべての住民が身近に本と出合える環境となっていないのが現状です。図書館司書の配置による図書館環境の整備・広報誌への読書に関する啓発記事の連載などによって、図書の貸出冊数の増加などの成果は見られるものの、より多くの住民の方に本に親しんでもらうためにも、多目的施設における総合図書館併設の検討も含め、総合的な学習環境の整備が求められています。

町内のスポーツ環境については、スポーツ少年団・体育協会・体育指導員の活動など、各種団体の積極的な活動により充実したものとなっていますが、スポーツに親しむことの少ない子ども^{※3}や高齢者などの割合がまだまだ多く、そのような方々がスポーツに親しむ環境を整備していく必要があります。

平成23年2月に設立された「きそさきAZクラブ」は、“地域コミュニティの構築”と“カラダとココロの健康づくり”を趣意として活動を行っていますが、課題の一つとして、町内スポーツ環境（設備面）の不足が挙げられます。小学校のふれあいホールを新たな活動場所として位置付けたところですが、その他の屋内施設である町体育館・中学校体育館・武道館とも利用率はほぼ100%を占めており、新規活動の参入は困難な状況です。

また、自主的な運営をめざす「きそさきAZクラブ」にとって、指導者や運営スタッフの確保など、スポーツ環境の整備に係る人材育成の視点も必要なことから、スポーツ少年団と連携したメニューにより協働を図っているほか、地域指導者の招聘や老人クラブなど各種団体から講師を派遣するなどして、地域に根付いたクラブ運営がなされようとしています。

文化の振興については、平成21年度に文化協会が設立されたことにより、住民みずからが町の文化を担っていく機運が高まりつつあるほか、木曽岬音頭・小唄保存会、櫻華太鼓保存会が相次いで立ち上がるなど、次代に残すべき伝統文化を保存・継承していく動きが少しずつできています。

ただ、少子高齢化の波が当町にも押し寄せていることから、後継者の育成という点で課題も残されています。次代を担う子どもたちへの継続的な指導のほか、イベントなどでの積極的な披露を今後も継続していく必要があります。

このように、木曽岬町の生涯学習の状況を見てみると、様々な団体による意欲的な活動により推進されているところが多いことが分かります。今後、さらに木曽岬町の生涯学習を発展させるためにも、各種団体のより主体的な活動が保障されるような手立てが必要となってきます。

また、文化資料館については、子どもたちの郷土学習の場として学校教育と連携しながら一層の活用を図る必要があるほか、より多くの住民のみなさんにご活用いただくための方策も考えていかなければなりません。

(※1) 平成 22 年 9 月現在、町民全体に占める 65 歳以上の人口比 : 21.6%

(※2) 公民館講座はきっかけづくりの趣旨により、3 年以上の受講は原則認められていない。

(※3) 小学生のうち約 60% が運動をしていない（平成 21 年度教育委員会調査）

Ⅱ 「トマッピーラン」の構想について "生きる力"をそなえた木曽岬町の育成と学びの輪がひろがる町

- 一、次代を担う人を 立派に育てる町にしますよう
- 一、自然をまもり 環境を美化する町にしますよう
- 自ら学び、考える力を身につけた子どもも
- 基礎的基本的な学力を確実に身につけた子どもも
- 心豊かな人間性をそなえ、他者と協働できる子どもも
- 粘り強く生き抜く精神力、体力を身につけた子どもも

- 【信頼される学校・園をつくる】
- 1-1 学校における危機管理意識の醸成と安全・安心の確保
- 1-2 開かれた学校・園づくりの推進
- 1-3 学校・園の改善活動につながる学校評価の確実な実施
- 1-4 町一体での教育を進める幼小中の密接な連携強化
- 1-5 子どもから高齢者までふれあうことができるスポーツ環境
- 郷土の文化を大切にし、活用できる環境

めざす子どもの姿・めざす学びの環境

- 一、進んで働き 活力のある豊かな町にしますよう
- 一、心のふれあう 温かい住みよい町にしますよう

木曽岬町民憲章

生きる力をそなえた木曽岬つ子を育てる

- 保護者や地域住民と協働して子どもの育ちを支える**
- 【地域で子育てを支える環境をつくる】
 - 2-1 「子育て 8つの指針」に基づいた啓発活動の充実
 - 2-2 入権意識・規範意識をもつた「いじめ」「暴力」を訴さない子どもの育成
 - 2-3 保護者と連携した情報モラル教育の充実
 - 2-4 家庭学習定着の取組
 - 2-5 保護者や地域住民の参画によるホリデー教室の推進
 - 2-6 地域の実態に応じた子ども会活動への支援
 - 2-7 スポーツ少年団への支援による青少年の健全育成と競技力の向上
 - 【地域と協働した、子ども們の学習・体験活動、安全確保等を推進する】
 - 2-8 学習支援ボランティアによる読み聞かせや読書環境整備
 - 2-9 学習支援ボランティアによる体験活動サポート体制の確立
 - 2-10 学習支援ボランティアによる授業や補充学習のサポート体制の確立
 - 2-11 子どもが"本物"の文化芸術にふれる機会の確保
 - 2-12 少年健全育成町民会議との連携による学校支援地域本部事業の充実
 - 2-13 一人一人の子どもにとって居心地のよい集団づくりの推進
 - 2-14 勤労観・職業観を育てるキャリア教育の推進
 - 2-15 外国人とのふれあいや国際理解教育を通じた多文化共生社会実現への貢献
 - 2-16 ポートの活用や体験学習等を通じての環境教育の推進
 - 2-17 発達段階に応じた自然体験活動の推進
 - 2-18 自尊感情をはぐくむ教育活動の推進
 - 2-19 幼少期から道徳性をはぐくむ研究の推進
 - 2-20 さまざまな人の生き方と出会い自分を見つめ直し、人権感覚を磨く授業の充実
 - 2-21 司書による読書活動の継続的サポート体制の確立
 - 2-22 郷土を愛する姿勢の育成
 - 【なかまと支える関係をはぐくむ】
 - 1-24 滋賀県体験学習による社会性の育成やなまづくりの機会などの確保
 - 【しなやかな心と体をはぐくむ】
 - 1-25 一人の子どもの"心の健康"を図る教育相談体制の充実
 - 1-26 すべての子どもが運動に食すことによる食育の充実
 - 1-27 地元食材料を積極的に食すことによる食育の推進
 - 【教職員の力量向上を図る】
 - 1-28 健康教育の推進
 - 1-29 専門家を招聘しての継続的な教職員研修の実施
 - 1-30 ICT活用スキル向上のための研修の実施
 - 1-31 教員への研修に関する情報提供と先進校研修視察の充実

- 学びの輪がひろがるまちをつくる**
- 【お互いに学び合う生涯学習社会を推進する】
 - 3-1 身近に本と出合うことができる環境づくり
 - 3-2 多世代が意欲的に参加できる魅力的な公民館講座の開設
 - 3-3 生涯学習社会実現に向けた推進体制の充実
 - 【心のふれあう生涯スポーツを推進する】
 - 3-4 きそさきAZクラブの自主運営に向けた活動支援
 - 3-5 体育協会・スポーツ少年団への支援
 - 【うるおいのある文化を振興する】
 - 3-6 郷土の伝統芸能を継承し、新たな文化を創造する人材の育成
 - 3-7 次代に残していくべき文化財の調査・保護及び町民への積極的な披露
 - 3-8 文化資料館の有効活用と定期的な企画展の実施
 - 3-9 文化協会への支援
 - 【若者が参画するまちづくりを推進する】
 - 3-10 新成人と語るつどいの実施
 - 【地域全体で人権教育を推進する】
 - 3-11 地域全体での人権フォーラムの開催

III 施策について

生きる力をそなえた木曽岬っ子を育てる

【信頼される学校・園をつくる】

1-1 学校における危機管理意識の醸成と安全・安心の確保

現状と必要性

木曽岬町では、ここ数年子どもが事件や犯罪に巻き込まれる事案は発生しておりませんが、現在の社会状況などを考えると、このようなことはいつ起きるかわからず、安心できる状況ではありません。また、登下校時や帰宅後の自転車と車との接触事故などは時々発生しており、交通事故防止の継続的な取組が必要な状況です。

学校や園では、まず子どもが安心して学校・園生活を送ることができることが重要ですので、それぞれ自校・自園の実態にあわせた危機管理マニュアルを整備し、毎年職員が入れ替わることから、見直しを図りつつ、よりよいものにする取組を行っています。また、計画的に避難訓練・防犯訓練などを実施し、子どもの危機管理意識の高揚も図っています。さらに、遊具などの安全点検や校舎内外の危険箇所の点検なども定期的に実施し、修繕の必要な箇所はできるだけ早く修繕するようにしています。

しかしながら、学校・園だけでは不十分なところもあります。特に、登下校の見守りについては、すべて教職員が付き添ったり、シルバー人材センターから派遣していただく方々の見守りによる手法から、PTAが主体となり、地域の方々にもご協力いただきたり、学校支援地域本部事業の取組によるボランティアの協力を得たりしながら、保護者・地域が一体となった組織的な取組へシフトしていくための体制づくりが必要です。

今後の推進計画

第4次木曽岬町総合計画分			第5次総合計画に反映させたいもの						
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
危機管理マニュアルの確認・見直し									
安全点検・危険箇所の点検の実施									
ボランティア会員登録制度の導入による一般住民のボランティアの拡大			PTAや地域住民による見守りの実施						
PTAやトマッピーパトロールを中心としたボランティアの拡大									
学校支援地域本部事業と連携した各団体への協力要請									
学校・園訪問の随時実施の呼びかけ(いつでも保護者や地域の方に教育活動をみていただくよう呼びかけ、併せて防犯効果を図る。)									

1-2 開かれた学校・園づくりの推進

現状と必要性

学校の閉鎖性を指摘する声は以前からあり、学校だけで子どもを育てることができない現状から考えれば、“開かれた学校”をつくり、保護者や地域住民とともに子どもを育てていくことは、学校経営上重要な視点となっています。

現在学校や園では、保護者や地域住民がいわゆる「参観日」のような学校・園の授業や保育を参観できる機会だけではなく、いつでも子どもたちの様子や学校・園の取組を見てほしいと考えています。また、小中学校では、学校公開日や学校公開週間を設け、広く地域住民も含めて教育活動を参観していただくよう公開しています。

また、各学校・園では、そのような物理的な学校・園の“公開”だけでなく、学校・園だより、学年だより、学級通信やホームページで日々の教育活動の様子を公開し、情報を発信するようにしています。ここで発信される情報は、日々の子どもたちの様子だけではなく、学校・園づくりビジョンに照らして、学校や園はどのような教育活動を行っているかを発信することが重要です。そうすることで、学校・園づくりビジョンに謳う内容が、具体的な教育活動として保護者や地域の方々に伝わり、情報のより開かれた学校・園づくりを推進するとともに、保護者や地域住民の方々とともに子どもたちを育てることにつながります。

今後は、今までと同様に学校や園の教育活動を参観していただく機会を確保しつつ、学校・園だより、学年だより、学級通信やホームページでも学校や園の情報が偏りなく発信されるようにしていきます。そのためには、一人一人の教職員が開かれた学校・園づくりや情報発信の意義をきちんととらえ、いっそう組織的に取組を進めていくことが必要です。

なお、国においては、より透明で開かれた学校運営を進め、地域に信頼される学校づくりを実現する観点から、保護者や地域住民等が学校運営に参画するコミュニティスクールの取組を進めています。県においても、学校経営品質向上活動を基盤としたコミュニティスクールや学校支援地域本部事業等の取組を積極的に推進することとしていることから、今後はこれらの動向を十分に踏まえていきます。

今後の推進計画

第4次木曾岬町総合計画分			第5次総合計画に反映させたいもの						
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
開かれた学校づくり、情報発信の意義の教職員への確認									
PTA総会での学校づくりビジョンの発信									
学校・園公開日による、教育活動の公開									
学校・園だより、学年だより、学級通信やホームページでの情報発信(ホームページ発信スキルの研修)									
			保護者等の要望を踏まえた携帯サイト開設の検討						

1-3 学校・園の改善活動につながる学校評価の確実な実施

現状と必要性

学校評価については、「自己評価」「学校関係者評価」「第三者評価」の3つの実施形態があります。平成19年6月に学校教育法、10月に学校教育法施行規則が改正され、学校自己評価の実施・公表が義務化されるとともに、学校関係者評価の実施・公表についても努めるよう法制化されました。このような動きを受け、町では、平成19年12月、木曾岬町立学校の管理運営に関する規則において、学校による自己評価及び学校関係者評価の実施・公表を義務化しました。現在、学校や幼稚園は、保護者アンケートなどをもとに自己評価書を作成し、それをもとに学校づくり連携会議という学校関係者評価委員会で学校関係者評価を実施しています。そして、その結果をホームページや通信などで公表しています。

平成22年7月、国は、「学校評価ガイドライン（平成22年改訂）」を作成し、そこで第三者評価について、法令上実施義務や実施の努力義務を課すものではないとしながらも、学校が自らの取組をより客観的に見ることができるようになり、学校の活性化や信頼され魅力ある学校づくりにつながるものと位置づけています。

今後、学校評価の一層の活用・充実を求める動きが予想されますが、まずは学校自己評価や関係者評価を確実に実施し、その結果を着実に学校・園の教育活動の改善に活かしていくことが大切です。その際、学校経営品質向上活動を積極的に取り入れ、対話の中からさまざまな気づきを改革に活かしていくようにします。そして、第三者評価については、国や県、他市町の動向を注視し、導入については、十分検討することとします。

今後の推進計画

第4次木曾岬町総合計画分			第5次総合計画に反映させたいもの						
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
学校自己評価、関係者評価の実施方法の見直し(有効に改善策につなげるための検討)			改善された方法による自己評価、関係者評価の実施		自己評価、関係者評価の実施方法の見直し		改善された方法による自己評価、関係者評価の実施		
国、県、他市町の第三者評価についての動向調査									

1-4 町一体での教育を進める幼小中の密接な連携強化

現状と必要性

幼稚園から小学校、小学校から中学校への進学により、そこに段差が生じるために、さまざまな課題（落ち着いて授業を受けることができない、不登校生徒の増加など）が現れる傾向（小1プロブレム 中1ギャップ）が指摘されています。

このような現状を少しでも克服するために、園と小学校が交流を重ね、連携を深める取

組や、小学校と中学校が連携し、“段差”を埋めようとする取組が行われています。

木曽岬町においては、現段階では大きな課題はありませんが、子どもがよりよく学校生活を送れるように、また、町全体が同じような歩調で一貫した教育活動を進めより教育効果を高めることができるよう、異校種の連携は不可欠です。教職員の連携・交流では、小中学校合同研修会を開催したり、人権・同和教育研究協議会の主催する公開授業後にテーマを決めて子どもの姿を交流し合ったりしています。また、生徒指導上の問題などが発生した場合など必要に応じて連携を取り合い、指導しています。子どもたちの交流は、園児が小学校の観劇会に参加する活動は行われていますが、それ以外に異校種の子どもが交流する機会はないという現状です。

今後は、さらに連携した取組を進めるために、教職員の連携・交流では小中学校の相互乗り入れ授業を検討していきます。これは子どもの姿をより深く知り、特に小中学校間の段差を埋める取組として取り組み始めている地域もあります。実施のための検討を入念に行い、まずは1教科だけでも実施し、改善を重ねていくようにします。その際には、教育委員会の人的支援が必要かどうかを十分検討する必要があります。また、子どもの交流では、たとえば、小中学校合同で「いじめ」をテーマに人権フォーラムを開催したり、小学校6年生の部活動見学会を開催するなど、活発化させる必要があります。

今後の推進計画

第4次木曽岬町総合計画分				第5次総合計画に反映させたいもの					
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
異校種相互乗り入れ授業についての先進市町の調査		一部教科の異校種相互乗り入れ授業についての実施検討		一部教科による相互乗り入れ授業の試行		一部教科による相互乗り入れ授業の試行による課題整理及び実施検討		一部教科による相互乗り入れ授業の実施	
子どもの交流のあり方についての検討		子どもの交流の試行		子どもの交流の実施					

1-5 子どもが学びやすく、教職員が働きやすい環境の確保

現状と必要性

子どもを育てていく際に、環境はとても重要な要素です。子どもに学びやすい環境を作ることは、子どもの学ぶ意欲を引き出します。

物的環境では、まず校舎や教室などがきれいで清潔であること、破損部分は早急に修理や取り替えなどの対策がなされること、教育活動に必要な備品などが充足数整備されることなどが必要です。

現在木曽岬町では、学校・園からの修繕要望は、早めに完了させ教育活動に支障がでないように取り組んでいますし、備品などについてもその必要性を考え、充足するようにしています。

今後も、学校や園と密接に連携を図りながら、修繕、備品など必要なものについては早急に手立てを講じて環境整備に努めます。特に、新学習指導要領で必要な備品については確実に整備を図り、授業が円滑にできるようにします。また、校舎などの改修など大規模な施設保全については、「施設整備管理計画表(仮称)」を作成し、計画的に改修・整備を図るようになります。

子どもを取り巻く人的環境では、やはり教職員の役割が重要です。そこで、教職員の働きやすい環境づくりを推進します。教職員が元気で活力をもって子どもに接することは、子どもの教育を推進するために不可欠です。

しかしながら、さまざまな事務仕事などにより子どもと向き合う時間の確保が難しかったり、過重労働により心身を疲弊してしまったり、また、全国的には保護者などの理不尽な要望への対処で本来の仕事ができなかったり・・という現実があります。また、“自分の担当は自分の仕事”と考える教職員が多く、仕事を抱え込んでしまう状況もあり、それによりメンタルヘルスが保持できない場合もあります。

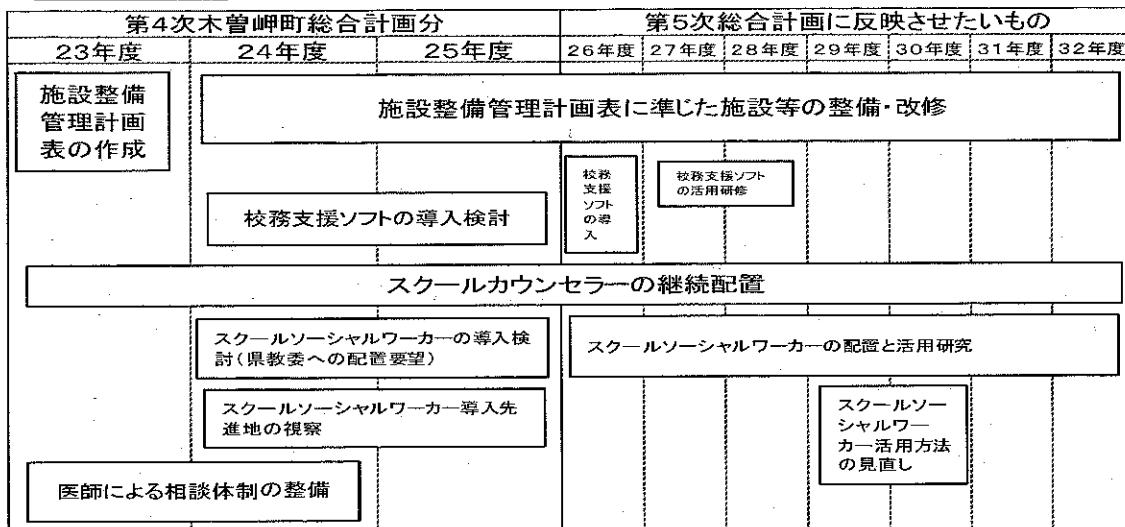
木曽岬町の教職員は、現在は休職の状況はなく職務に励んでいますが、多忙化とともに、時間外労働時間の多い職員も多く、事務仕事の軽減など、より教育活動に専念できる環境づくりに努める必要があります。

そこで、今後の取組として、事務仕事の軽減には、校務支援ソフトを導入し省力化を図ります。その際、小中学校1校ずつの当町では、人事異動で桑名市へ異動するが多く、桑名市と異なる校務支援ソフトを導入することは、パソコンの苦手な職員の負担増となることが懸念されますので、桑名市の導入状況を勘案しながら導入するようにしたいと考えます。

また、過重労働やメンタルヘルス対策として、医師に相談できる体制を整備するとともに、管理職に働きやすい職場環境をつくるよう支援します。さらに、県教育委員会の事業を活用しながら、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー^{※1}などのさまざまな専門職人材の導入や、学校支援地域本部事業を活用した地域人材の活用など、教員以外の人材を活用し、子どものよりよい育ちを図れるようにしていきます。保護者などの理不尽な要求に対処できないような状況が発生した場合には、町の顧問弁護士などに相談できるような体制も整備していきます。

(※1) スクールソーシャルワーカーとは、子どもたちが毎日の生活の中で出会うさまざまな困難を、子どもの側に立って解決するためのサポートシステム。それを実践する人がスクールソーシャルワーカーである。

今後の推進計画



【基礎学力をはぐくむ】

1-6 効果的な少人数・習熟度別学習^{※1}の研究・実践

現状と必要性

少人数学習については、木曽岬町では、主に算数・数学を中心に、等質の学習集団を編成し、わかりやすい授業を行おうと取組を進めてきました。そのための教員として、県教育委員会の配当する非常勤講師を活用するとともに、町独自でも非常勤講師や教育ボランティア（有償ボランティア）を配置し、少人数学習を進めてきました。その効果は一定現れており、子どもへのアンケート調査でも少人数学習により「わかりやすい」「質問しやすい」という声が聞かれています。

今後は、少人数学習の効果をより高めるために、習熟度別学習を積極的に取り入れ、一人一人の子どもに応じた学習が展開できるように検討していくことが必要です。既に文部科学省は、平成20年度全国学力・学習状況調査の結果から、習熟度別学習が学力下位層にも一定の肯定的評価があることを発表しています。そのような資料も詳細に検討しながら、木曽岬町における習熟度別学習の導入について、検討を進めていく必要があります。また、実施する場合には、教員の所有する教員免許も考慮し、実現できる教員配当を検討していくことも必要です。

また、学校支援地域本部事業を活用し、学習支援ボランティアの導入についても検討する必要があります。現在先進的な市町で保護者などによる学習支援ボランティアの導入が図られ、漢字テストなどの採点業務を行ったり、授業中の個々の子どもへのサポートを行ったりしています。このようなボランティアの導入により、より質の高い授業を実施するよう努めていく必要があります。

（※1）一人一人の学習進度に応じた学習指導をすること。

今後の推進計画

第4次木曽岬町総合計画分			第5次総合計画に反映させたいもの							
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
町単非常勤講師の継続配置										
習熟度別学習実施の検討			習熟度別学習実施の試行(部分実施の拡大)				習熟度別学習実施の本格実施			
学習支援ボランティアの導入検討			学習支援ボランティア導入				学習支援ボランティアの導入による授業の実施			

1-7 一人一人の教育ニーズに応じた特別支援教育の充実

現状と必要性

平成19年度より特別支援教育が本格的に取り組まれるようになりました。これは、LD^{※1}やADHD^{※2}、高機能自閉症^{※3}の子どもも含め、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズを把握し適切な対応を行うこと、また、教育の機能を幅広くとらえて、生活や学習上の困難や制約を改善・克服するための教育・指導を通じて、障害のある子どもの主体的な取組の支援を行うことを視点に取り組まれる教育です。

木曽岬町では、就学支援委員会を中心に、福祉健康課こども相談センター（保健師）との連携を強化し、幼児期から子どもの姿を把握し、保護者と連携しながら就学を支援しています。学校でも教育ボランティアを配置し、困り感のある子どもにはできるだけ支援したり、障害の状況により、介助員も配置し、きめ細かい支援を行ったりしてきました。

また、学校・園では、特別支援教育コーディネーターを指名して取組を進めていますので、管理職とコーディネーターを集めたコーディネーター連絡会議を定期的に開催し、特別支援教育に関する情報交換や子どもの姿の交流、保護者との連携のあり方などを話し合ってきました。また、個別の教育支援計画などについても様式を決め、その情報が保護者の了解のもと、円滑に引き継がれるしくみも作ってきました。

さらに、学校・園には定期的に臨床心理士など専門家を派遣し、授業観察などを行い、教員への指導のアドバイスを得られるようにしていますが、これは、福祉健康課こども相談センターに臨床心理士が配置されていることや、県教育委員会の事業指定を受け、近隣病院の臨床心理士を派遣することができるしくみがあることで可能になっています。

今後も、幼児期からの子どもの姿を的確に把握し、専門家と連携しながら、“その子のためによりよい教育とは何か”を求めながら推進していくために、継続的な町の臨床心理士の配置や県教育委員会の事業指定による臨床心理士の派遣を継続していく必要があります。

(※1) 学習障害。基本的には、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す

さまざまな状態をさす。

- (※2) 注意欠陥多動性障害。年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。
- (※3) 三歳くらいまでに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ②言葉の発達の遅れ③興味や関心が狭く特定のことにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。

今後の推進計画

第4次木曽岬町総合計画分			第5次総合計画に反映させたいもの						
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
就学支援委員会を中心とした幼児期からの子どもの姿に応じた支援の検討・実施									
個別の教育支援計画等に基づいた継続的な支援の実施									
今までの特別支援教育のあり方の見直し		見直しを図った特別支援教育の推進							
コーディネーター連絡会議の定期的開催(個別の教育支援計画等の改善の実施)									
臨床心理士による授業等の定期的観察の実施									
臨床心理士の継続配置、県教育委員会事業の継続的実施要望									

1-8 外国人の子どもたちへのよりよい教育の推進

現状と必要性

木曽岬町は、人口にしめる外国人の割合が県下でも高い自治体です。学校・園に在籍する外国籍の子どもたちの数は、さほど多い状況ではありませんが、地域の中で外国の方々とともに暮らしていく視点からも、多文化共生の教育は重要です。学校に在籍している子どもたちに対しては、日本語がわからない状況があれば、それぞれの子どもの日本語習得の状況を見て、日本語教育を充実させなければなりませんし、生活適応指導が必要ならば、その部分に支援をしなければなりません。また、関係機関と連携しながら、保護者への支援も必要です。いずれにしても、外国籍の子どもの状況を詳細に把握し、学ぶ楽しさを感じられ、将来への夢や希望をもてるよう、その子に必要な支援を行い、教育を推進していく必要があります。

現在学校へは、県教育委員会からのポルトガル語の話せる指導員の派遣（月2回程度）や町独自の派遣（週に1回）により、日本語指導を中心に支援しています。また、保護者が日本語を話せない場合は、指導員の通訳により個人懇談会を実施したり、必要な事項を知らせたりしています。

今後も、多文化共生の考え方のもと、外国人の子どもの就学支援や日本語指導、学校生活への適応指導等の受入体制を整え、それぞれの子どもが自己実現を図れるよう支援をしていく必要がありますが、外国語を話せる指導員の継続した派遣に関しては、規模の小さい町において金銭的な負担も多く、また、多くの種類の母国語に対応しなければならない状況では、対応しきれません。そこで、共同で日本語指導員を確保することができるのか近隣市町と協議したり、町内在住者でそのような指導ができる人がいないか検討したりすることも必要です。

また、日本語の話せない外国人のための転出入事務などについて簡単に母国語で解説した書類を整備したり、関係課と連携し、町内主要施設に外国語表示を充実させたりするなどの取組も推進する必要があります。

今後の推進計画

第4次木曽岬町総合計画分			第5次総合計画に反映させたいもの						
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
多文化共生教育の推進									
外国人児童生徒の状況に応じた日本語指導員の継続派遣									
関係機関と連携した外国人児童生徒の支援・保護者の支援									
近隣市町との指導員確保の検討									
外国語事務 書類の整備 施設の外国 語表記の実 施検討									

1-9 日常的にICT機器を活用した授業の実施

現状と必要性

平成22年度に各教室にデジタルテレビ、実物投影機、コンピュータなどのICT^{*1}機器を整備し、授業で子どもの興味・関心を引き出し、よりよく理解できるよう、そして、各教科の指導目標を達成できるように環境整備をしてきました。それと同時に、教員のICT機器の活用スキルを向上させるために、導入当初ということもあり、機器の操作研修を中心に研修会を実施し、少しでも日常的に活用できるような取組を進めているところですが、十分とはいえない状況です。

また、すでに文部科学省や総務省は、デジタル教科書の導入の検討に入っています。今後ICT機器を活用した授業の必要性はますます高まると考えられます。

そこで、木曽岬町においては、すべての教員が日常的にICT機器を利用した授業ができるようにスキルアップを図ることとともに、どのような場面でどのように活用すると子

どもの興味・関心を引き出し、授業内容がよりよく理解できるようになるか、さらに研修を積み重ねていく必要があります。また、ソフトについては、年々改良が進み、学習内容に合わせた使いやすいものが開発されますので、定期的に導入ソフトの見直しを図りながら整備します。これらの機器やソフトを効果的に活かすために、継続的にＩＣＴ活用支援のための研修会を実施し、学校での活用を促進させる必要があります。さらに、現状では各学校4台の電子黒板ですが、それを年次計画に従って整備し、すべての教室で電子黒板を整備し、同一環境でどの教室でも、いつでもＩＣＴ機器を使用した授業ができるようにしていく必要があります。

今後も、環境整備とともに、よりよい授業のための研修を積み重ね、子どもによりわかりやすい授業が提供できるようにしていく必要があります。

(※1) Information and Communication Technology

今後の推進計画

第4次木曽岬町総合計画分			第5次総合計画に反映させたいもの							
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
拡張セットの導入	拡張セットの導入	拡張セットの導入	ソフトの購入	機器のメンテナンス		ソフトの購入	ソフトの活用研修		機器のメンテナンス	
導入ソフトの活用研修	ソフトの購入	導入ソフトの活用研修		ソフトの活用研修					ソフトの購入	
授業で活用している方法の交流による研修（全体研修）	授業で活用状況別研修（グループ別研修）									ソフトの購入
教員の活用状況の実態把握										

1-10 より専門的授業を行うための教科担任制の検討（小学校）

現状と必要性

文部科学省から発表された「学びのすすめ」には、「小学校では教員の得意分野を生かした教科担任制を導入すること」が触れられています。現在高学年を中心に教科担任制を取り入れている学校もありますが、授業がわかりやすく専門的になることに加え、指導の難しい高学年を、学年団で一致団結して指導できる効果もあると言われています。また、教材研究をする教科が限定されるため、時間的有效活用できるというメリットもあるようです。

子どもの学力を向上させるために、わかりやすい授業を行っていくことは大切なことです。木曽岬町における教科担任制の導入について、さまざまな角度から検討を加え、学校での導入が可能な職員配置状況になれば実施していきます。

今後の推進計画

第4次木曽岬町総合計画分			第5次総合計画に反映させたいもの								
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		
教科担任制についての検討	一部単元での教科担任制の試行	一部教科で教科担任制の実施		可能な範囲での教科担任制の実施		教科担任制拡大の検討・実施					

1-1-1 土曜チャレンジスクールによる補充学習の機会の確保

現状と必要性

子どもの学力向上の取組の一つとして、放課後に補充学習の機会を確保し取組を進めている学校があります。しかし、木曽岬町では、校区が広く、昨今の子どもを取り巻く犯罪状況などを考えると、容易に放課後子どもを学校に残し、補充学習の機会を確保できない状況があります。そこで、木曽岬町では、土曜日に“土曜チャレンジスクール”として、小学校4～6年の希望者を対象に学習会を開催してきました。平成20年度に土曜チャレンジスクールを実施した際には、多くの希望者があり、その後実施方法を改良しながら取組を進めてきましたが、参加希望者は少しづつ減少している状況です。

そこで、もう一度補充学習の機会としてそのあり方を再検討し、実施していくようにします。

見直しの視点の一つとして、平成20年度は実施していた、「大学教授（専門家）との連携」を再度取り入れます。これは、小学校の協力を得て、子どもが単元テストで正答率の低かった問題に目印をつけて教育委員会へ提出してもらい、それをメールで大学へ送信します。大学からは、その正答率の低かった問題を指導するための問題を提供してもらい、チャレンジスクールで解いたり、学校の授業で解いたりするようしようという取組です。

見直しの視点の2つめは、広く保護者による運営にシフトさせていこうというものです。現在は、教育委員会のスタッフが学習日を設定し学校を通じて保護者に通知したり、チャレンジスクールの指導者を確保したりしていますが、そのような業務を保護者を中心に組織する運営委員会に移管していこうとするものです。保護者の主体的な運営により、保護者自身が我が子の学習内容により興味をもち、そのことが子どもの学習に好影響を与えることが予想されます。このような保護者による運営委員会の組織化を検討し、実施に移していきます。

今後の推進計画

第4次木曽岬町総合計画分			第5次総合計画に反映させたいもの						
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
大学との連携により提供された問題を活用しての土曜チャレンジスクールの実施					保護者運営委員会によるチャレンジスクールの実施				
保護者による運営委員会の組織化の検討					保護者運営委員会によるチャレンジスクールの実施				

1-12 遊びを中心とした、幼児の主体的な活動を保障する幼児教育の充実

現状と必要性

今後の幼児教育の方向性として、「家庭・地域・幼稚園など施設の三者による総合的な幼児教育の推進」や「幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実」があげられています。特に、幼稚園では、他の幼児との集団活動、家庭で体験できない社会・文化・自然にふれ、豊かさに出会う場などが求められています。そして、教員の計画的な指導のもと、「遊び」を通じて「生きる力」を培うことが大切です。

木曽岬町では、平成20年度より「幼保一体化園」を推進し、午後2時までは教員による計画的な指導の機会を確保し、就学前教育を充実させてきました。そして、平成22年から、中部・南部両園とも、「幼児の自発活動を促す環境設定のあり方」を研修のテーマとして、外部講師を招聘して研修会を行ったり、先進園派遣研修を実施し、四日市市立幼稚園に教員を派遣したりしてきました。

今後は今まで以上に幼児一人一人のよりよい育ちを引き出すよう、遊びを中心に、よりいっそう「生きる力」の基礎を培う教育の充実が求められています。

今後の推進計画

第4次木曽岬町総合計画分			第5次総合計画に反映させたいもの						
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
遊びを中心とした一人一人の幼児の育ちを引き出す保育の推進							先進園派遣研修の見直し		
先進園派遣研修の実施							先進園派遣研修の実施		
先進園派遣研修報告会の実施 派遣研修の学びからの園運営の改善							先進園派遣研修の実施		
研修テーマ「幼児の自発活動を促す環境設定のあり方」による研修の推進							幼児の実態、時代の要請に即した研修テーマの再設定		

【自他を尊重する豊かな心をはぐくむ】

1-13 一人一人の子どもにとって居心地のよい集団づくりの推進

現状と必要性

学校で一人一人の子どもに居場所があり居心地がよい集団は、子どもたちの社会性を高め、学力向上にも影響することです。

木曽岬町の子どもたちは、小学校入学から中学校卒業まで、およそ同じ学年集団で成長していくため、お互いによく知り合っていますが、一方で“固定的な”子どもの見方が定着してしまうと、その見方が変わりにくい状況になり、居場所を確保しにくい状況もあります。

そこで、そのような見方がいじめなどにつながることから、学校では常に子どもの姿を丁寧にとらえる努力をしています。今後もその努力を継続しながら、授業などの教育活動で、たとえば「いいとこみつけカード」のような“その子のよさ”を再発見する場を設定したり、今までより成長した面を積極的に取り上げ、認め合う活動を設定したりしていきます。

また、定期的に「ひとりぼっち調査」や自分の心のもやもやを聞くようなアンケートを実施し、教員が子どもの中のいじめを積極的に見つけいっしょに考えるという姿勢で取組を進めるようにします。

今後の推進計画

第4次木曽岬町総合計画分			第5次総合計画に反映させたいもの						
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
管理職会議等での子どもの姿の交流									
いじめ撲滅のための啓発のあり方について検討									
人権週間で、いじめなどの問題についての啓発の実施(広報へのいじめ関係記事の掲載)									
いじめを把握し、指導するためのアンケートの実施									
集会での表彰等、一人一人の子どものよさを認め合う教育活動の場の設定									

1-14 勤労観・職業観を育てるキャリア教育の推進

現状と必要性

昨今若い人たちの中に、精神的・社会的自立が遅れ、人間関係をうまく作ることができない人や自分で意志決定できない人、将来に夢や希望を持てない人などが現れ、キャリア教育を充実させる必要性が強調されています。

キャリア教育は、子どもたちに自分の能力・適性や興味・関心を自らの人生と関連づけ

て考えさせ、しっかりした勤労観・職業観を身につけさせる教育であり、木曽岬町では、町全体で研修課題として設定しているコミュニケーション能力の育成や、中学校2年生で実施する職場体験学習などにより、推進を図っているところです。

特に、コミュニケーション能力の育成については、授業の中で、子ども同士の意見交流が行われる場面を意図的に設定し、“教師対子ども”の意見のやりとりではなく、“子どもと子ども”がお互いに考えていることを発表する場面を設定したり、少人数グループで話し合う場を設定したりしています。しかし、まだまだ全体的に子ども同士の意見交流の場が少なく、充実させていく必要があります。さらに、職場体験学習などの学習成果をグループでまとめて発表する機会をつくるなど、自分たちの学びを他の仲間と共有する場も設定しています。

また、中学校では乳幼児と接する機会を充実していきます。乳幼児期の子どもとふれあうことの意義は、赤ちゃんや小さな子どもという弱者と身近に接することで、思いやりや“自分もこんなに小さかったんだ”というような自己認識を育むことにつながり、人間形成の土台として教育的意義があります。かつて小中学生世代が下の子や近所の子の面倒を見るなどの「子守り」をしていましたが、現在はあまり見かけなくなり、それをキャリア教育の一環として行うことで、自分の成長の足跡を振り返らせ、自分を見つめさせたいと考えます。

このように、コミュニケーション能力の育成を中心に取組を進めながら、すべての教員が、小学校低学年から子どもの発達段階に応じたキャリア教育を意識して取り組むようにしていきます。

今後の推進計画

第4次木曽岬町総合計画分			第5次総合計画に反映させたいもの							
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
職場体験学習の実施(中学校)										
コミュニケーション能力育成のための研修会の実施						コミュニケーション能力育成のための課題整理と新たな取組の創造				
子ども同士の交流が生まれる授業の設計・実施										
学習成果等をまとめ発表する機会の確保										
家庭科での乳幼児とふれあう機会の確保(中学校)										

1-15 外国人とのふれあいや国際理解教育を通じた多文化共生社会実現に向けた実践力の育成

現状と必要性

木曽岬町は、外国人が住所を有する率が県下でも高い自治体です。しかし、街中で外国人の方と接する機会は少なく、学校での外国人の子どもの在籍数もさほど多くありません。

しかし、これからの中学校がより一層グローバル化し、異なる文化の理解や国際協力の必要性が増すことを考えたとき、子どもたちが、文化や習慣、価値観の違いを受け入れ、今世界で起こっていることに関心をもちながら、国際社会の発展に関わろうとする態度を育成することは不可欠と言えます。

このような考え方から、学校では国際理解教育の一環として、毎年小学校でインターナショナルデーを開催し、さまざまな国のゲストティーチャーからそれぞれの国の文化や習慣などについて教えていただいたり、体験する機会を設けたりしてきました。この取組は、生涯学習の取組の一環として広く地域住民にも呼びかけ、外国の文化を体験する機会にもしてきました。

また、幼稚園・保育園からALT^{※1}を派遣し、外国人や外国の言葉（英語）に慣れ親しませてきました。小学校でも1年生から積極的にALTとふれあえる時間を設定していましたし、中学校では、学校選択としてALTも入り、英会話を中心に学ぶ時間をとっていました。ALTが関わることで、生きた英語を学ぶ機会となり、どの学年も英語には抵抗なく接している姿が伺えます。

今後は、まずインターナショナルデーの取組について検討します。住民の外国の文化を体験するという生涯学習としての位置づけは、今一つ浸透しきれていない状況が見られました。また、今までではゲストティーチャーとして木曽岬町以外に住む外国の方とふれあうことが多かったのですが、地元に住んでいる外国の方との交流を通して、それぞれの国の文化などにふれながら、木曽岬町のよさや課題を見つめる学習を行っていくことも大切です。そのような課題をどう改善するか検討し、子どもたちの国際理解教育推進の取組として再スタートさせたいと考えます。

また、平成23年度から実施される新しい学習指導要領では、小学校で本格的に外国語活動が導入されます。目標は「コミュニケーション能力の素地を養う」であり、引き続き定期的にALTを派遣し、実際の英語に接する機会を増やしながら、コミュニケーション能力を伸ばしていきます。特に、必修となる小学校5・6年の英語活動でのALTの関わり方、今まで取り組んできた小学校4年生以下の英語学習の実施方法の検討を進めます。

中学校の英語では、実際にコミュニケーションの場で使える力を育成したいというねらいがあります。授業の中で、子どもたちがスピーチやディスカッションなどをを行い、実際に使える力を育てようとしています。その際にもできるだけALTを派遣し、どのように英語を中心としたコミュニケーション能力を伸ばすかなどについて研究を進めていきます。そして、英語を使って自分の思いや考えを伝えることができる力を身につけさせたいと考えます。

このようなインターナショナルデーの取組や外国語活動、英語の授業を通じて、よりいっそう多文化共生社会に向けた実践力を育てていきます。

(※1) Assistant of Language Teacher 日本の学校で外国語の授業の補助を行う外国语指導助手

今後の推進計画

第4次木曽岬町総合計画分			第5次総合計画に反映させたいもの								
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		
インターナショナルデーの継続実施と在住外国人とのふれあう機会の確保(小学校)											
インターナショナルデーの実施内容の検討(含:在住外国人とのふれあいの場の設定)				在住外国人とふれあいの場についての見直し							
在住外国人とのふれあいの検討	町内在住外国人とふれあう機会の確保(中学校)										
ALTの継続的な派遣(幼稚園・保育園、小中学校、公民館)											
新教育課程導入に伴うALTの活用方法の検討	検討された方法でのALTの活用			ALTの活用方法の課題整理と再検討	検討された方法でのALTの活用			ALTの活用方法の課題整理と再検討			

1-16 ビオトープの活用や体験学習などを通じての環境教育の推進

現状と必要性

ビオトープとは生物の住息環境を意味しますが、現在小学校には、運動場の南側にビオトープを整備しており、子どもたちが生活科や理科などの学習に活用しています。

また、体験学習については、新しい学習指導要領でも「体験的な学習や基礎的・基本的な知識・技能を活用した問題解決的な学習を重視するとともに・・・」と記載されており、単に机上で学習するだけではなく自らやってみる学習が大切にされています。

ビオトープの活用状況について、小学校では、ビオトープにある木々の名札を整備し、それらのより詳しい内容をコンピュータで調べができるように整備しています。また、授業では、「生き物探し」や「秋の植物を探そう」などの学習で活用しています。

環境教育については、県教育委員会が毎年6月5日を「学校環境デー」に指定していることから、学校・園周辺のゴミを拾いリサイクルについて学ぶ取組が展開されたり、啓発紙芝居を見て学習したりしています。

今後は、小学校では、ビオトープの活用について、年間を通してどのように活用するのかより明らかにし、取組を進めようとしています。中学校では、平成24年度から実施される学習指導要領の「総合的な学習の時間」や「特別活動」、「道徳」などで体験活動を取り入れる必要性が述べられています。そのことも踏まえ、平成23年度から中学校1年生で宿泊体験活動を取り入れることとしましたので、自然豊かな地で普段できない体験を通して、環境の大切さを学ぶようにします(次項参照)。また、木曽岬町にはまだ豊かな自然が残っていますので、幼児期から自然環境にふれながら学習することができます。そのような環境を生かし、積極的に地域の自然環境にふれながら、身近な環

境保全について学ぶ機会を確保するようにします。

さらに、町では現在緑のカーテンを環境に関する住民啓発の一つとして取り組もうとしています。今後学校として“緑のカーテン事業”に取り組むことができるかどうか、また、取り組む場合はどのように取り組み子どもたちの環境教育に役立てていくことができるかなど、検討を進める必要があります。

今後の推進計画

第4次木曽岬町総合計画分			第5次総合計画に反映させたいもの							
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
ビオトープ活用計画の作成										
町内の自然環境に積極的にふれる学習機会の確保										
ビオトープの活用										
学校環境データの継続的な取組										

1-17 発達段階に応じた自然体験活動の充実

現状と必要性

子どもは体験活動を通して、自分と向き合い、他者に共感することや社会の一員であることを実感することで、思いやりや規範意識が育まれるとともに、問題を発見したり、他者とともに困難に挑戦し充実感を得たりすることで、社会性、人間性、論理的思考力の基礎などが形成されます。

そのような理由で、新しい学習指導要領では体験活動が重視されていますが、とりわけ、昨今、自然とかかわる自然体験は減少しています。木曽岬町においても、周りは自然豊かな姿を残していますが、子どもたちは、屋内でゲームをしたりして過ごすことが多く、自然体験活動に取り組むことは重要であると考えています。

学校の授業では、たとえば小学校は、総合的な学習の時間などを活用し、地域の方の指導や協力を得て、稻を育て収穫し食べるというような体験活動に取り組んだり、普段から学級菜園を利用して野菜を育てたりする活動に力を入れています。さらに、例年、低学年で潮干狩りに出かけたり、5年生は夏休みにキャンプを実施し、自然の中での体験学習を行ったりしています。今後は、そのような活動を継続しながら、先に述べたように、小学校にはビオトープが整備されていますので、それを有効に活用するための計画を立て、活用していくようになります。

また、中学校では、中学校1年生で自然豊かな地域に出かけ、そこで普段はできないさまざまな体験活動を通して、仲間との絆や規範意識などを学ぶようにしていきます。中学校2年生では、地元の農家の方々にお世話をなり、農業体験学習の機会を確保し、自然に

ふれた学習活動を展開するようにします。

さらに、幼稚園・保育園でも、地元でいもほり体験を行ったりしていますので、そのような活動を継続させ、自然とふれあう体験活動を充実させるようにします。

今後の推進計画

第4次木曽岬町総合計画分			第5次総合計画に反映させたいもの								
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		
(小学校) 米づくり、学級菜園、キャンプ等の体験学習の継続（幼稚園・保育園）いもほりの体験機会等											
ビオトープ活用計画の作成											
ビオトープの活用による自然体験学習の実施											
中学校1年生の宿泊体験学習の実施											
体験内容、体験場所等の見直し											
中学校2年生による農業体験学習の実施											

1-18 自尊感情をはぐくむ教育活動の推進

現状と必要性

自尊感情は、自分自身に対して誇りと自信をもち、自分の存在を価値あるものとして自らを大切にする感情を言います。この自尊感情があることにより、人は意欲的・積極的に経験を積み重ねることができるとともに、他者に対しても受容的な態度で接することができます。人間が生きていく上で育みたい重要な感情の一つです。

木曽岬の子どもたちは、この自尊感情がやや低い傾向にあります。学力など調査からは、「自分にはよいところがあると思う」という設問に対して、全国の状況と比べても低い状況があります。

今後は、なぜ自尊感情が低いのか、また、自尊感情を向上させるために、教育活動の中でどんなことを大切にしていかなければならないのかなどについて検討を重ね、実践していくことが必要です。保護者との連携も不可欠であることから、保護者とも子どもの実態をもとにともに考え合っていくことが大切です。

今後の推進計画

第4次木曽岬町総合計画分			第5次総合計画に反映させたいもの							
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
自尊環境を高める教育活動のあり方についての検討			自尊感情を高める教育活動の実施・検証							
子どもの自尊環境の現状を踏まえた保護者との語り合う場の設定			自尊感情を高める子どもとの関わり方についての研修機会の確保							

1-19 幼児期から道徳性をはぐくむ研究の推進

現状と必要性

人間の道徳性については、体の成長や発達と同様に、加齢により発達すると考えられています。一般的な人間関係や生活環境があるからです。しかし、「こういう場合にはこういう行動が人を傷つけない」というような判断は、周りの大人の接し方などにも大きく影響を受けるようです。そういう意味で、幼児期における道徳性の芽生えについて、園の教員の果たす役割は大きいといえます。やはり幼児期にまず大切なことは、子どもを受け入れ、認めることです。受け入れられ、自分らしさを大事にされることから自分に自信をもち、それがその後の発達の基盤となります。

木曽岬町の幼児の姿を見ると、自分の思いを伝えられずにすぐ泣いてしまう子、また、逆に暴力に訴える子など、課題の見られる子もいます。

そのような子どもたちが、集団の中で人と関わることにより、気持ちのふれあいや交流を感じることができます。集団生活では、時には自己を抑制し、時には自分の思いを伝え、社会のルールを学びながら人との距離感を感じ取ります。また、ものとの関わりを通して、手応えの感覚を学びます。生き物との関わりでは、命の大切さに対する感性が培われます。

このような関わりが、相手や状況に応じて適切な振る舞い方を判断していくという道徳性の発達につながります。

今後は、園における教員の子どもへのかかわり方を中心に研修を積み、保護者とも協働しながら、幼児期の道徳性をはぐくむ研究を推進していきます。

今後の推進計画

第4次木曽岬町総合計画分			第5次総合計画に反映させたいもの											
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度					
幼児の姿の現状分析		望ましい道徳性をそなえた子どもをそだてるための、教師の接し方や環境についての研修					新たな課題を設定しての、望ましい道徳性をそなえた子どもを育てるための、教師の接し方や環境の研修							
幼児期における道徳性の発達についての合同研修会の実施														
保護者啓発のための講演会・学習会の開催														
教員の子どもへの接し方や環境のあり方の研修														

1-20 さまざまな人の生き方と出会い自分を見つめ直し、人権感覚を磨く授業の充実 現状と必要性

学校では、さまざまなゲストティーチャーを招き、その生き方に学ぶ取組が行われてきました。たとえば、障害のある人に対面し、自分の考え方を振り返る授業が行われたりしてきました。しかし、取組が単発に終わったり、十分その人の生き方に触れきれずに終わってしまったり、また、教師自身がゲストティーチャーの生き方に触れ切れていないために、子どもがその人の生き方に迫りきれなかったりする場合がありました。

このような“出会い学習”は、人権学習でよく取り組まれ、自らを見つめ直し、人権感覚を磨くことにつながってきました。

人権学習では、子どもや教師自身が、「いじめ」「差別」といった問題を自分の問題として自覚することがまず重要です。しかし、人権学習の中には、「いじめはいけない」「差別はいけない」で終わってしまった場合もあり、そのような学習では、人権問題が自らを振り返り自分の問題としてとらえられないため、実際にいじめや差別などの人権問題を解決しようとする力につながりにくい状況がありました。

人権問題を自分の問題と受けとめるために、さまざまな人の生き方に学び、自分の中にある“差別をしてしまう心”を鋭く見つめる学習が必要です。子どもたちが、社会的に弱者と言われる人の被差別体験を聞き取ったり、差別をなくそうと闘っている人の姿にふれたりして、そこから生き方を学ぶような授業を組織し、教師自らも自分自身を見つめ直し、取り組んでいく必要があります。

このような学習は、狭い意味での“人権学習”以外でも重要な学習です。たとえば、最後まで粘り強く取り組んだ先輩の話を聞き、子どもの中には、すぐあきらめてしまう自分を見つめることのできた子どももあり、これからもこのような“出会い学習”を実施していく必要があります。

今後の推進計画

第4次木曽岬町総合計画分			第5次総合計画に反映させたいもの						
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		ゲストティーチャーを招いての出会い学習の実施							
	ゲストティーチャーを招いての出会い学習の意義の確認と年間計画の立案							ゲストティーチャーを招いての出会い学習の実施	
			年間計画の見直し						

1-2-1 司書による読書活動の継続的サポート体制の確立

現状と必要性

国語力はすべての教科の基本となるものであり、国語力を育てるために、学校図書館の充実や読書活動の推進は重要です。また、新しい学習指導要領のキーワードの一つである、言語活動の充実についても、読書活動の推進は不可欠です。このような活動を推進する専門的な図書館司書の配置は、図書館の環境整備や読書活動の推進に大きな役割を果たしています。

現在司書を小中学校に週1日ずつ派遣し、図書館の環境整備を始め、図書の選択・提供のアドバイスをしたりして、学校の教員と連携しながら、図書館の運営の中心的役割を果たしています。その結果、読書する子どもの数が増加するなど、一定の成果が現れています。しかし、一方で、本を読む子と読まない子が二極化するなど、課題もあります。

今後も司書を継続的に配置し、図書館運営や読書活動をサポートすることで、子どもの国語力、ひいては学力を伸ばすようにしていきます。そのためには、まず、読書に意欲的に取り組ませる方法の見直しが必要です。現在は、読書カードを使ったり、友だちの読後の一口感想を掲示し読み合ったりしていますが、読書に意欲的に取り組ませる方法の再検討を行います。たとえば、読み聞かせボランティアを拡充し、今まで以上に日常的に読み聞かせを行ったり、司書による“おすすめ本の紹介”的機会を充実させたりするなどの手立てを考える必要があります。

それと同時に、子どもが手にとって読みたいと思うような本をそろえることも必要です。現在の小中学校は、どちらも古い本がかなりあり、それを新しい本に変えていくこと、さらに中学校では蔵書率そのものが国の定めに達していません。計画的に予算措置を行い、蔵書を充実させることも、子どもに日常的に読書に親しませる重要な環境整備です。

今後の推進計画

第4次木曽岬町総合計画分			第5次総合計画に反映させたいもの							
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
司書の継続配置、環境整備										
意欲的に読書に取り組ませる方法の検討			意欲的に読書に取り組ませるための取組							
読み聞かせボランティア拡充の検討				意欲的に読書に取り組ませるための取組						
蔵書整備計画の作成			読み聞かせボランティアによる日常的な読み聞かせ							
			蔵書整備計画に基づいた蔵書整備							

1-2-2 郷土を愛する姿勢の育成

現状と必要性

道徳の指導内容に「地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬と感謝の念を深め、郷土の発展に努める。」(小学校)という内容があります。同様の内容は中学校にもありますが、昨今、郷土への愛着、郷土意識が希薄になっているという指摘があります。

子どもたちにとって、地域社会は生活の場であり、そこではぐくまれてきた伝統や文化を体験することで、その地に住むことの喜びが生まれ、地域社会の一員としての自覚が生まれるとともに、郷土を大切にする心も養われます。

木曽岬町は、伊勢湾台風の大災害から復興し今日を築いてき先人の苦労や、今なお木曽岬町の産業としてトマトづくり、メロンづくりや観葉植物の生産、海苔の養殖などに取り組む人の姿などが見られます。このような姿にふれ、自分たちの住んでいる町を誇りに思い愛着をもてるようになることは、成長期の子どもたちにとって大切なことです。

学校では、米作りなどの農業体験や地域の工場見学などを通して、地域から学ぶ学習を展開しています。その小学校3~4年の地域学習の教材となるよう、平成22年度には、社会科副読本「わたしたちの町 木曽岬町」を作成しました。また、地域の伝統文化にふれることも郷土を愛する姿勢を育てることにつながることから、地域の伝統文化を後世に伝えるために立ち上げられた木曽岬音頭・小唄保存会のみなさんに、小学校2年生、幼稚園児に、木曽岬音頭や小唄の踊りを指導していただきました。

中学校は、先にふれた地域の農業体験などの学習に取り組みます。地域の産業として根づいているものを体験することを通して、地域を愛する姿勢を育てていきます。

今後の推進計画

第4次木曽岬町総合計画分			第5次総合計画に反映させたいもの								
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		
教科指導の中での地域の産業・工場等の見学											
社会科副読本による地域学習計画の作成		社会科副読本の資料の見直し、差し替え			社会科副読本の部分改訂						
木曽岬音頭・小唄の継続的な指導(園児、小学校2年)			木曽岬音頭・小唄の継続的な指導(他学年に拡大して)								
中学校2年生による農業等体験学習											

【なかまと支え合える関係をはぐくむ】

1-2-3 自分の思いを確実に伝えられる能力の伸張

現状と必要性

若者のコミュニケーション能力の不足が指摘されています。そこには、家族間の会話不足や携帯電話などの普及によるメールでのコミュニケーションが広がったことなど、さまざまな背景が指摘されています。

木曽岬町の子どもたちのコミュニケーション能力について、学校の教員は、小さい頃から人間関係があまり変化せず成長していくために、お互いがおよそどのような人間であるかある程度わかっており、くわしく話さない状況があると感じています。しかし、木曽岬町から出て多くの人の中で過ごしていくためには、自分の思いや考えを何らかの形で人にわかるように伝えることが必要です。そのために、自分の思いを確実に伝えられる能力を伸ばすことは大変重要です。

学校では、お互いの意思疎通がうまくいかずトラブルになったとき、双方の話を十分聞き、意思疎通を欠いた原因やこんなふうに伝えるとよいというスキルを指導したり、また、授業では学習したことを発表する機会を確保し友だちに伝える活動を行ったり、小グループで話し合う場面を取り入れたりして、自分の思いを人に伝えることのできる能力を伸ばそうとしています。教育委員会でも、大学教授などを招聘して、研修会を実施しています。

今後は、学習指導要領で言語活動の充実があげられていることにも留意し、自分の思いを人に伝えることのできる能力を伸ばしていく方法を研究し、取組を進める必要があります。

今後の推進計画

第4次木曽岬町総合計画分			第5次総合計画に反映させたいもの						
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
少人数での話し合い活動等、コミュニケーション能力を伸張させる方法の研究			コミュニケーション能力の評価についての研究						
学習発表会や少人数グループの話し合い等を取り入れた授業の実施									
コミュニケーション能力に関する研修会の実施									

1-2-4 宿泊体験学習による社会性の育成やなかまづくりの機会などの確保

現状と必要性

平成21年の文部科学省のまとめによると、農山漁村で3泊4日以上の宿泊体験活動を行った小学校の半数が「いじめや不登校問題で児童に改善が見られた」と報告しました。これは、2泊3日、3泊4日、4泊5日のそれぞれ宿泊体験活動を行った学校について調査し、「優しさや思いやりの気持ちが深まった」「連帯感や仲間意識が向上した」などのポイントが、宿泊数が3泊4日以上の学校の方が高い傾向があることから報告されたものです。

のことから、文部科学省では、宿泊体験活動では、3泊4日以上確保することが望ましいとしています。

木曽岬町の学校での宿泊を伴う活動は、小学校修学旅行（1泊2日）、小学校キャンプ（1泊2日）、中学校修学旅行（2泊3日）があります。いずれも宿泊を伴う重要な学習機会として、目標を設定し、事前学習や事後学習を充実させ、活動計画を十分話し合いながら、価値あるものとしてきました。特に、中学校修学旅行は、前年度から準備を始め、子どもたちの意識を高めながら実施しています。子ども同士が寝食を共にすることで、社会性や仲間意識が芽生え、教育効果が高いと思われることから、今後より一層宿泊体験活動を重要な学習と位置づけるとともに、新たに中学校1年にも1泊2日の宿泊体験学習を位置づけ、子どもたちの仲間意識や社会性の育成などを図っていきます。

今後の推進計画

第4次木曽岬町総合計画分			第5次総合計画に反映させたいもの						
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
小学校修学旅行、キャンプ、中学校修学旅行の継続実施									
中学校1年生の宿泊体験学習の導入	中学校1年生の宿泊体験学習の継続実施	リニューアルされた中学校1年生の宿泊体験学習の継続実施							
	中学校1年生の宿泊体験学習の見直し		宿泊体験学習の見直し				宿泊体験学習の見直し		

【しなやかな心と体をはぐくむ】

1-25 一人一人の子どもの“心の健康”を図る教育相談体制の充実

現状と必要性

子どもたちの“心の荒廃”が叫ばれ、さまざまな問題行動が発生している状況があります。

木曽岬町では、教員がそれぞれの子どもたちの背景・状況を一人一人丁寧に聞き取って把握し、対応策を立てて対処していくわけですが、その中には、専門家による教育相談が必要な事例もあります。背景はさまざまで、昨今の経済不況の中、保護者の余裕のなさが問題行動につながるケースや、保護者の課題がそのまま子どもに影響している状況もあり、子どもだけでなく保護者を支援する必要があるケースもあります。また、町こども相談センターが主催する虐待防止ネットワークが定期的に開催されており、課題のある事例について学校・園やこども相談センターなどが事例を共有しています。

現在、県教育委員会がスクールカウンセラーを配置し学校の教育相談体制の構築を支援しており、平成22年度は、中学校だけでなく、小学校にもスクールカウンセラーが配置されました。学校では、スクールカウンセラーが配置されたことを保護者にもお知らせし、できるだけ心の専門家であるスクールカウンセラーの助言を得ながら対応することで、より子どもの心に寄り添った支援ができるようにしています。また、時には、さまざまな社会資源のネットワークを有効に活用するため、町こども相談センターの保健師が、関係機関と連絡を取りながら、ソーシャルワーカーのような役割を果たし対応することもあります。

これからも、子ども一人一人の心に寄り添った支援をしていくために、教育相談体制の整備は欠かせません。特にこれからは、スクールカウンセラーだけではなく、スクールソーシャルワーカーの活用も視野に入れ、今より充実した、時代にマッチした教育相談体制を構築していく必要があります。

今後の推進計画

第4次木曽岬町総合計画分			第5次総合計画に反映させたいもの							
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
スクールカウンセラーの継続配置										
虐待防止ネットワークへの参加と課題のある事例の共有										
		スクールカウンセラー等教育相談体制の見直し(含:ソーシャルワーカーの配置の検討)		新体制による教育相談の実施		新体制による教育相談体制の見直し				

1-26 すべての子どもが運動に取り組む機会の確保

現状と必要性

子どもたちの体力・運動能力は、昭和60年頃を境に、下降しています。その背景には、車社会となり子どもがあまり歩かなくなったことや、ゲームが普及し室内遊びが多くなったことなどが挙げられています。

学校では、体育、保健体育を中心に、子どもの体力や運動能力の向上を図っていますが、中学校では部活動のしめる位置も重要になっていきますし、小学校では社会体育ではありますが、スポーツ少年団に入って活動する子もいます。

木曽岬町における子どもたちの体力や運動能力の状況は、全国平均を上回るものや下回るものもありますが、運動する子としない子が二極化してきていることも大きな課題です。それは、先に述べたスポーツ少年団や部活動に入っているか否かの違いが大きく影響しています。

これから体力・運動能力の向上のためには、小学校では、日常的に運動に取り組む体制づくりを行うことが大切です。体力などの調査でも、体育の授業以外で何らかの体力向上に関わる取組を行っている学校は、していない学校より高い得点を出していることがわかっています。そのため教育委員会として、子どもたちが日常的に運動に関わられるよう、業間体育など日常的に運動に取り組む体制を検討する必要があります。また、小学校では、毎年は体力テストを実施しておらず、体力テスト抽出校になったときだけの実施です。子どもの体力の状況を把握するために、毎年の体力の把握が必要であるとの指摘があることから、効率的な実施を検討し、体力テストは毎年実施し、子どもの体力を把握するようにしていきます。

中学校では、体力・運動能力だけでなく、礼節を重んじる態度や思いやりを育む観点からも、部活動の取組が大切です。しかし、指導できる教員がいないなどの指導者の問題がありますので、外部指導者を計画的に派遣できるようにします。また、生徒数の減少に伴い部活動が成立しないときは、その種類や数も検討していく必要があります。

今後の推進計画

第4次木曽岬町総合計画分			第5次総合計画に反映させたいもの																	
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度											
小学校での日常的な運動のあり方について検討(含:非常勤職員の派遣)			小学校における日常的な運動の実施																	
小学校での体力テストのあり方の検討			新体制による教育相談の実施																	
中学校での体力テストの継続実施																				
中学校での部活動への外部指導者の派遣																				

1-27 地元産食材を積極的に食すことによる食育の充実

現状と必要性

核家族化や共働きの増加など社会の変化により、食生活のあり方が変容してきており、それに伴い子どもたちの食生活の乱れが顕著になってきています。木曽岬町の子どもたちも、朝食はきちんと食べている子が多いのですが、中には栄養のバランスに欠ける朝食であったり、太らないように不必要に食べる量を制限したりする子などが少々見られる状況です。

食育は、望ましい食習慣を形成し、食に関する正しい知識を得て、食品の品質や安全性などについて、子どもたち自らが判断できる能力を育てる教育です。そのためには、学校の教育活動全体を通じて行なうことが大切であるとともに、木曽岬町では給食を食育の場の一つととらえ、毎月地元産の食材を使った給食を実施するよう工夫しています。今後も、自然の豊かさを生かし、さらにいろいろな地域の食材を給食に使用したり、自分たちで育てた野菜などを給食で食べたりしながら、給食を食育の生きた教材として活用していくことで、よりいっそう食育を推進していきます。

そのことにより、郷土を愛する心を育むとともに、食べ物のありがたさ・大切さを理解するように取り組んでいきます。また、このような食育の取組を、栄養教諭を中心に、保護者へも働きかけながら推進していきます。

今後の推進計画

第4次木曽岬町総合計画分				第5次総合計画に反映させたいもの										
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度					
地域食材の給食への利用														
学校菜園等での野菜等栽培計画の検討	学校菜園等での野菜等栽培計画の作成									学校菜園等で栽培された野菜の給食への利用促進				
野菜等栽培指導者の確保			学校菜園等で栽培された野菜の給食への試行利用											
栄養教諭の継続配置														
栄養教諭と連携した食育計画づくり		栄養教諭と連携した食育の推進						食育推進計画の見直し		新たな計画による食育の推進				

1-28 健康教育の推進

現状と必要性

健康教育について、新学習指導要領では、子どもの発達段階に応じ学校の教育活動全体を通じて、「道徳教育」「体育・健康に関する指導」の充実が重視されています。また、幼少期からの食生活や運動、休養や睡眠などの基本的な生活習慣を身につけさせることの重

要性も指摘されており、家庭との連携も大切になっています。特に小中学生の時期は、心身ともに大きく成長する時期ですので、子どもたちによりいっそう健康に生活するための知識やものの考え方などを身につけさせ、その後の人生をより健康に送ることができるよう、その素地をつくる必要があります。

木曽岬町の子どもの姿は、ほとんどの子どもが毎朝朝食を食べ、睡眠も十分とれていますが、体格（身長、体重）も全国平均とほぼ同じですが、体重については、中学校で学年があがるにつれやせ型の傾向がみられます。また、歯科では歯がよい子どもが比較的多いですが、虫歯であると診断されたにもかかわらず処置完了者が少なかつたり、歯磨きが十分でなく歯垢のついている子が多くなっています。視力については、学年が上がるにつれて視力低下が進み、眼鏡をかけている子も多い現状があります。

そのような課題に対応する健康教育の要として、子どもの心身の不調の背景に目を向けることを通して、子どもの発するサインに気づくことができる立場にある養護教諭の役割は大きいといえます。養護教諭を中心に、管理職、担任と連携してどのような健康教育を行うのか年間計画を立て、それを学校保健委員会でも話し合い、実践していく必要があります。さらに、養護教諭や管理職などが、子どもの現状や社会の状況を踏まえ、性教育、心の健康の問題、流行性疾患（インフルエンザなど）、アレルギー疾患の子どもへの対応など全校体制で取り組む問題について学校保健委員会で話し合い、外部からも指導者を招聘しながら取り組んでいく必要があります。最近社会問題となっている薬物乱用の問題についても、発達段階に応じた指導を行っていく必要があります。

今後の推進計画

第4次木曽岬町総合計画分			第5次総合計画に反映させたいもの																	
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度											
学校保健委員会の定期的な開催																				
健康面からの子どもの姿の分析・交流																				
健康教育に関する年間計画の作成(含:外部指導者招聘計画)			健康教育年間計画に基づく健康教育の推進																	
PTA活動計画への健康教育位置づけの検討	PTA活動計画への健康教育位置づけと試行	PTA活動計画に基づいた健康に関する家庭への啓発の実施																		
発達段階に応じた薬物乱用防止教室の開催																				

【教職員の力量向上を図る】

1-29 専門家を招聘しての継続的な教職員研修の実施

現状と必要性

教職員研修は、教育委員会の方針を受け、また、子どもの課題を見据えつつ、学校・園

でテーマを決め、系統的・継続的に取り組むことが必要です。その際、各教職員が研修を通して最新の教育情報や指導法などを身につけるためには、専門家を継続的に学校・園に招聘し学ぶことが必要です。特に、木曽岬町のように、指導主事の少ない町では、学校のニーズに合わせた大学教授などの専門家を招聘しての研修は不可欠と言えます。

現在学校・園では、県教育委員会の指導主事を招聘する以外に、大学教授などの指導を受ける研修会を実施しています。しかし、単発での実施状況もあることから、今後はさらに継続的に招聘できるようにし、教職員が各校・園のテーマに沿って、最新の教育情報や指導法などを身につけるように支援していく必要があります。

また、町全体でも専門的指導者を招聘して、小中学校合同研修会や夏季・冬季研修講座を開催しています。今後も教育委員会の教育方針を受け、学校・園の研修との関連性をもたせながら、計画的に実施し、教職員の力量向上を図っていく必要があります。

今後の推進計画

第4次木曽岬町総合計画分			第5次総合計画に反映させたいもの						
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
学校・園への大学教授等専門的指導者の継続的派遣									
小中合同研修会及び夏季・冬季講座の開催									
学校・園の研修テーマに即した専門的指導者の選定・派遣	学校・園の研修テーマに即した専門的指導者の選定・派遣	学校・園の研修テーマに即した専門的指導者の選定・派遣	学校・園の研修テーマに即した専門的指導者の選定・派遣						
			専門的指導者派遣についての見直し						

1-3-0 ICT 活用スキル向上のための研修の実施

現状と必要性

平成22年度に導入したICT機器について、当初は、各機器の基本的な使用法などについて研修を実施するとともに、ICT機器活用推進部会を開催したり、小中学校合同研修会でICT機器を使用した提案授業を実施し、大学教授などから指導・助言をいただいたりしていました。今後も全ての教職員が授業で効果的に活用できるよう、引き続き研修が必要な状況ですが、全体での研修より、教員個別の使用状況に応じた研修ができるよう、各校に定期的に専門家を派遣して、個々の教員のスキルの状況に合わせた研修ができるようにしていく必要があります。

また、授業での使用については、授業のどんな場面で、どのように使用をすることでおわかりやすい授業を行うことができるのかを中心に研修を進めていく必要があります。さらに、授業で使用する教育ソフトについては、日々改良が施され、わかりやすく使いやすいソフトがあるため、定期的に導入していく必要があります。

このような教職員のICT活用スキルの向上については、定期的に文部科学省の示した「教員のICT活用指導力のチェックリスト」を使用し、その向上の度合いを測定し、課題のある部分について研修を行うようにし、効率化を図るようにしていきます。

今後の推進計画

第4次木曽岬町総合計画分			第5次総合計画に反映させたいもの								
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		
各教員の状況に応じた研修の充実											
書画カメラを使った授業ができる教員 100%											
電子黒板を使った授業ができる教員 100%			教育ソフトの購入	導入ソフトの活用研修	教育ソフトの購入	導入ソフトの活用研修	教育ソフトの購入				
ICT活用支援員の派遣	教育ソフトの購入	導入ソフトの活用研修									
定期的な「教員のICT活用指導力のチェックリスト」による点検											

1-3-1 教員への研修に関する情報提供と先進校研修視察の充実

現状と必要性

教員にはその専門性を高めるために研修が義務づけられていますが、各教員がそれぞれの学校・園のビジョンに基づいた研修を積み、学校・園全体の組織としての力量向上が必要です。そのために教育委員会は、全国各地で実施されているさまざまな研修会などの情報を学校や園に情報提供し、各教員が必要な研修を実施しやすくすることが必要です。

現在も教育委員会では、必要に応じて研修会などの情報提供を行っていますが、さらに学校のニーズに応じた研修内容の紹介や、近隣市町の研究発表に関する情報の提供に努めています。

また、教員が、研究発表校に代表される、その分野で先進的に取り組んでいる学校を視察することは、その学校の考え方や取組方法を校長や研修担当者などから聞き取り、さらに実際の子どもの動きや教員の働きかけなどを目の前で見ることができるため有効です。

これまでも、学校・園では機会を見て先進校視察を実施していますが、今後も学校・園づくりビジョンに基づいた学校や園を作っていくために、教員を他校・園へ派遣し、現地で研修を実施していくことが必要です。

今後の推進計画

第4次木曽岬町総合計画分			第5次総合計画に反映させたいもの							
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
研修に関する情報提供										
先進校への派遣システムの検討		各校・園の研修テーマに即した教員の先進校派遣研修の実施								
学校・園テーマに即した先進校の選定		ICT機器活用先進校への教員の派遣								

保護者や地域住民と協働して子どもの育ちを支える

【地域で子育てを支える環境をつくる】

2-1 「子育て 8つの指針」に基づいた啓発活動の充実

現状と必要性

家庭教育は、全ての教育の原点として、子どもが基本的な生活習慣や人との関わり方、社会性や思いやりなどを身につけ、人間として成長する上で重要な役割を果たすものです。

しかし、昨今、少子化や核家族化、地域での隣人との関係の希薄化など、家庭教育の環境は大きな変化の中にあり、親の過干渉・過保護や放任、育児不安や子育ての自信喪失などの問題が出てきています。

木曽岬町においても、三世代同居は他地区より多く子育てによい環境にありますが、中には世代が違うためにしつけなど子育てのアドバイスも得にくく、孤立している親もあり、保健師が相談にのることもあります。

一方、学校や園での子どもたちの状況を見たとき、たとえば家庭の中で受け入れてもらえない子がいたとき、その影響が学校や園で現れてきています。そのため、学校・園だけで教育を進めるのではなく、保護者と協働しながら、家庭での生活も保護者とともに考え合いながら、子どもを育てていく必要が出てきています。

そのような状況から、教育委員会では、平成22年度に「子育て 8つの指針」を作成しました。

これは、“このようにしなければならない”というものではなく、このようにしたくてもできない状況の保護者もいますので、その状況を受け止めながら、保護者と学校・園の職員がともに子育てを考え合うものとして作成しました。

この「子育て 8つの指針」を受け、学校・園では、子育てをともに考え合う講演会を開催したり、PTAの会合を利用して保護者との学習会を開催したりしています。平成22年度は、小学校で「子どものほめ方・しかり方」をテーマに教育講演会を開催し、青少年育成町民会議からも地域住民の方々へ参加を呼びかけていただき、ともに子育てについて考える機会をもちました。幼稚園・保育園では元大学教授を招いて講演会を開催しました。中学校では、PTA合同委員会の機会を利用し、携帯電話の使い方について保護者とともに考え合いました。

今後も保護者とともに子育てや教育について考え合い啓発していく機会として、教育講演会や懇談会、学習会などを開催していきます。また、学校・園の発行するさまざまなたよりなどに子育てに関する学校や園の考え方、取組などを掲載し、保護者と一体となつた教育活動を推進するようにしていきます。

子育て 8つの指針

木曽岬町教育委員会
木曽岬町福祉健康課

「子育て 8つの指針」作成にあたって

子どもが一人の人間として成長するために、子育て、教育はとても大切です。とりわけ、親(保護者)や教師といった、子どもの周りの大人のかかわりはとても大切です。
この指針では、子育てしていく上で大切にしたいことを、発達段階に応じて示しました。
この指針を参考に、親(保護者)と学校・幼稚園・保育園の教員が手を取り合って、子育てや教育をともに進めていきましょう。

幼稚園・保育園	①安心感・信頼感	しっかりと抱きしめ、目を見てやさしく語りかけよう。悪いことをしたときは、きちんとしかろう。
	②聞くこと	手をとめ、目を見て、じっくりと園でのお話を聞く機会をももう。
	③あいさつ・礼儀	自らが手本となり、あいさつや「ありがとう」を言おう。
	④我慢する力	我慢する体験をさせ、できたときはほめよう。
	⑤後かたづけ	後かたづけが最後までできるように、見届けよう。
	⑥生活リズム	決まった時間に起き、朝食を食べ、夜は早く寝るように、生活リズムを整えよう。
	⑦読書	少しの時間でも絵本の読み聞かせをしよう。
	⑧家庭学習	
低学年(1~3年)	①安心感・信頼感	かけがえのない大切な存在であることを言葉や態度で伝えよう。正しくないことは、きちんとしかろう。
	②聞くこと	手をとめ、目を見て、じっくりと学校でのお話を聞いてあげよう。
	③あいさつ・礼儀	自らが手本となり、あいさつや「ありがとう」を言い、場に応じたあいさつやおれが言えたときはほめよう。
	④我慢する力	目標に向かって我慢する体験をさせ、できたときはほめよう。
	⑤後かたづけ	後かたづけをしっかりとさせ、できたときはほめよう。
	⑥生活リズム	テレビやゲームは時間を決めてやらせよう。
	⑦読書	たくさんの本に出会わせる機会を確保しよう。
	⑧家庭学習	宿題は、毎日決まった時間に決まった場所でさせよう。
小学生(4~6年)	①安心感・信頼感	かけがえのない大切な存在であることを言葉や態度で伝え、任せられることは任せていこう。
	②聞くこと	じっくりと話を聞くことを大切にしながら、子どもと意見のやりとりをしていこう。
	③あいさつ・礼儀	自らが手本となり、あいさつや「ありがとう」を言い、場に応じたあいさつができたときはほめよう。
	④我慢する力	自分や他の人のために、時には我慢することが大切であることを教えよう。
	⑤お手伝い	食後の後かたづけなど、家族の中で決まった役割分担をさせていこう。
	⑥生活リズム	テレビやゲームは時間を決めてやらせ、その約束をしっかりと守らせよう。
	⑦読書	本の世界の"体験"を通して、豊かな心を育てるようにしよう。
	⑧家庭学習	宿題は必ず行い、宿題以外にもその日の復習をさせていこう。
中学生	①安心感・信頼感	過干渉・過保護にならない程度に、目配りを怠らず、変化があれば声をかけ、かけがえのない大切な存在であることを伝えていこう。
	②聞くこと	じっくりと話を聞くことを大切にしながら、自らの生き方を語っていこう。
	③あいさつ・礼儀	自らが手本となり、社会の中におけるあいさつの大切さを伝えよう。
	④我慢する力	自分や他の人のために、時には我慢し協力することが大切であることを教えよう。
	⑤家事分担	決まった家事分担を担わせ、家族の一員としての自覚をもたせよう。
	⑥生活リズム	テレビやゲームは時間を決めてやらせ、その約束をしっかりと守らせるとともに、携帯電話の使い方についてもルールを話し合い、守らせよう。
	⑦読書	読む本のジャンルを広げるよう声かけし、多面的な見方・考え方を育てるようにしよう。
	⑧家庭学習	宿題は必ず行い、それ以外にその日の復習と次の日の予習をさせていこう。

今後の推進計画

第4次木曽岬町総合計画分			第5次総合計画に反映させたいもの								
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		
「子育て 8つの指針」に基づいた啓発活動											
校種ごとの講演会、学習会等の開催											
人権意識や規範意識、基本的生活習慣の育成を中心とした「子育て 8つの指針」に基づいた取組の実施		「子育て 8つの指針」に基づいた取組の検証と指針の見直し		新しい「子育て 8つの指針」に基づいた取組の実施		取組の検証と指針の見直し		新しい「子育て 8つの指針」に基づいた取組の実施			
町全体の教育講演会の開催											

2-2 人権意識・規範意識をもった「いじめ」「暴力」を許さない子どもの育成 現状と必要性

いじめについて、学校では、すべての教育活動で人権教育を行い、いじめの問題についてもすべての教員が「いじめはある」という認識で、子どもの日頃の姿を見つめたり、日記を読んだりしています。しかし、学習状況調査では「いじめは必ず悪いと思いますか」という設問に対して、「必ずしもそう思わない」の比率が大きくなっています、いじめについての子どもたちの認識の“甘さ”が出ています。

暴力行為についても、関係機関に報告義務のあるような深刻なものは少ないのでですが、腕力による暴力だけでなく、人を傷つける“ことばの暴力”も含め、指導を要する事例が時々起こっています。そのため、中学校1年生では、「言われてうれしい言葉、いやな言葉」をテーマに道徳の授業に取り組んだりしています。

子どもたちの規範意識の実態は、学習状況調査の児童生徒質問紙調査によると、たとえば「学校の規則を守っていますか」という質問に、「当てはまる」と答える子どもの割合が低い状況が見られる年もありました。規範意識が育っていれば、いじめや暴力行為も抑制されると考えられますが、現実には、規範意識にも課題が見られる状況であり、今後保護者や地域住民と連携し、子どもを育てていくことが重要です。

そこで、まず青少年育成町民会議を中心に、重点取組期間を設けるなどして、町をあげての取組を行っていきます。その取組期間に学校・園は、道徳や特別活動などの時間を使い、それぞれの子どもの発達段階に応じ「いじめ」や「暴力」についての指導を実施したり、いじめに関するアンケートを実施したりします。また、その期間にあわせて、広報に啓発記事を掲載し、広く町民に啓発したり、いじめや暴力をテーマに懇談会などを企画したりして、町民総ぐるみで取組を進めないようにします。

今後の推進計画

第4次木曽岬町総合計画分			第5次総合計画に反映させたいもの								
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		
人権週間等重点期間を中心とした年間の計画的な取組											
青少年育成 町民会議を 中心に、重点 期間等年間 計画の作成											
重点期間を中心とした広報での啓発記事の掲載											
いじめに関するアンケートの実施・分析・対応											

2-3 保護者と連携した情報モラル教育の充実

現状と必要性

現代は、コンピュータや携帯電話などが普及し、情報化社会と言われています。そして、コンピュータや携帯電話などを通して多くの情報が氾濫しており、この流れはこれからも続いているはずです。このような社会では、自分に必要な情報を取捨選択する能力や、自分が選択した情報の中には間違いもあり情報を批判的にとらえること、情報セキュリティを高める方法など、情報社会特有の能力や考え方を求められ、それが身についていないと、犯罪に巻き込まれたり、人を傷つけたりしてしまいます。そのため、情報モラル教育を充実するよう求められています。

「情報モラル」とは、「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方・態度」であり、その内容は、個人情報の保護、人権侵害、著作権などに対する対応、危機回避やネットワーク上のルールやマナーなどとされています。そして、情報モラルの内容としては、道徳にかかわる内容と安全教育にかかわる内容があり、この両方を指導することが必要です。

木曽岬町の学校では、中学校で保護者とともに携帯電話の危険性について学び合ったりしていますが、町全体で低学年から系統立てた指導計画もなく、それぞれの発達段階に応じた的確な指導を行っていく必要があります。

そこで、今後は、まず各校の総合的な学習の時間、道徳などの時間を使い、低学年から中学校まで系統的に指導できるよう、指導計画を作成します。そして、その指導計画に基づき、系統的な指導を行うようにします。

また、学校でコンピュータを使用する際は教員が指導しながら使用しており、携帯電話の持ち込みも禁止されています。従って、インターネットや携帯電話などの利用による問題は学校外で発生することが多いと思われる所以、保護者と連携し、保護者自身がインターネットや携帯電話などの危険性などについて学ぶ場も設けていきます。

今後の推進計画

第4次木曽岬町総合計画分			第5次総合計画に反映させたいもの								
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		
情報モラル教育の基本的内容についての教員研修の実施											
情報モラル教育に関する指導計画の作成											
情報モラル教育に関する保護者啓発の機会の確保				指導計画の見直し							

2-4 家庭学習定着の取組

現状と必要性

学力向上のためには授業の充実が不可欠ですが、家庭での学習習慣を定着させることも必要です。

木曽岬町の子どもたちは、全般的に家庭学習の時間が少なく、ゲームやテレビ、ビデオなどにより多くの時間を割いている現状があります。また、休日に学習に取り組む時間の少なさも課題となっています。そこで、主に小中学校の教員で家庭学習推進部会を組織し、小中学校の宿題や家庭学習がどのように行われているのか、その状況を交流することからはじめ、家庭学習を定着させる方法などについて話し合ってきました。現在は、小中学校とも、まず家庭での学習時間の目安を決めて取組を進めており、通信などを利用し、保護者に家庭学習の大切さなどについても啓発しています。中学校では、インターネットを使って家庭で学習できるシステムも活用し始めています。

今後は、家庭学習がより定着するように、それぞれの学校で取組を進めるとともに、「家庭学習の手引」を作成し、家庭での学習の仕方を指導していきます。また、家庭学習推進部会で小中学校の取組を交流し合いながら、より連続性を持たせた取組になるようにしていきます。さらに、教員と保護者がともに家庭学習について考え合う機会を確保し、家庭での協力も図っていくようにします。

今後の推進計画

第4次木曽岬町総合計画分			第5次総合計画に反映させたいもの								
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		
家庭学習推進部会の開催											
先進市町の家庭学習推進に関する資料収集	各校の家庭学習の手引の作成	家庭学習に関する実態調査の実施	家庭学習の手引の見直し	手引に沿った家庭学習定着の取組	家庭学習に関する実態調査の実施	家庭学習の手引の見直し	手引に沿った家庭学習定着の取組				
保護者啓発のあり方にについての見直し	保護者と家庭学習に考え方の開催		eライプラリの入替え								
eライブラリの活用(中学校)											

2-5 保護者や地域住民の参画によるホリデー教室の推進

現状と必要性

地域社会の中で、放課後等に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、小学校区において実施する総合的な放課後対策を「放課後子どもプラン」といいます。

本町においては、放課後児童クラブ（学童保育所：福祉健康課）と放課後子ども教室（ホリデー教室：教育委員会）の二つの事業において、子どもたちの放課後の居場所を確保しています。

町内に1小学校区を有する本町の現状を考慮して、学童保育所は主に平日の開所、ホリデー教室は主に土曜日に実施しています。しかし、学童保育所については施設の狭さや老朽化により子どもたちの安全で健やかな居場所を十分に提供できていない現状があることや、ホリデー教室についても、主な事業実施場所である北部公民館は、フリースペースや学習スペースなどの児童館的機能を備えておらず、子どもの体験活動を保障する本来の事業趣旨が十分にまとうできないなどの課題もあります。

また、ホリデー教室においては、現在指導員がコーディネーターを兼ねる位置づけとして事業の推進にあたっており、安全管理や教室内容の充実といった観点からも人材不足は緊急の課題でもあることから、今後さらに保護者や地域住民の積極的な参画が求められます。

今後の推進計画

第4次木曽岬町総合計画分			第5次総合計画に反映させたいもの							
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
放課後児童クラブとの連携による放課後子どもプランの継続実施			評価を受けて改善された放課後子どもプランの実施						評価を受けて改善された放課後子どもプランの実施	
事業の評価			事業の評価							
放課後子どもプラン運営委員会の継続実施										

2-6 地域の実態に応じた子ども会活動への支援

現状と必要性

青少年の身近な社会参画機会を提供する役割を担っている子ども会については、木曽岬町子ども会育成者連絡協議会がその母体となって子ども会相互の連帯を図り、子どもたちの健全育成に貢献しています。

しかし、少子化や趣味や習い事の多様化などにより、メインのイベントである「子ども会夏祭り」をはじめ、町民運動会・写生大会などのイベントへの出席率の低下が近年顕著になってきており、実態に即した活動の在り方が求められています。また、育成者から選出される本部役員についても、なり手の負担感から意欲的な姿が見えてこないのが現状です。

今後は、木曽岬町子ども会育成者連絡協議会の主体的な活動を保障しながら、育成者の研修機会の確保や情報提供などにより、地域の実態に応じた活動の推進に向けて、連携を深める必要があります。

今後の推進計画

第4次木曽岬町総合計画分			第5次総合計画に反映させたいもの							
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
夏祭りをはじめとするイベントの継続実施			評価を受けて改善された活動の実施							
子ども会育成者連絡協議会への情報提供及び活動の評価・改善										

2-7 スポーツ少年団への支援による青少年の健全育成と競技力の向上

現状と必要性

スポーツ少年団は、学校教育活動外における青少年のスポーツを通じた健全育成を目的として、競技指導を始め研修会・奉仕活動など幅広い分野で活動しています。

現在町内で計7つの単位団があり、中にはスーパードッジや柔道など、団体・個人を問わず全国レベルの競技力を期待できる種目もあります。

しかし、前項の「子ども会」でも述べたように、少子化や趣味・習い事の多様化の影響があり、団員確保が各団共通の課題となっています。

きそさきAZクラブは、スポーツになじみのない子どもへのきっかけづくりとして、スポーツ少年団の指導者を講師として招聘し、初級スポーツ教室を定期教室化しています。今後は、スポーツ少年団ときそさきAZクラブが協働することにより、木曽岬町のすべての子どもたちにスポーツに親しむ機会を提供することにつながることが望されます。

今後の推進計画

第4次木曽岬町総合計画分			第5次総合計画に反映させたいもの							
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
支援の継続により、加入登録率の向上を図る										
きそさきAZクラブとの協働継続										

【地域と協働した、子どもの学習・体験活動・安全確保等を推進する】

2-8 学習支援ボランティア※1による読み聞かせや読書環境整備

現状と必要性

現在、木曽岬小学校において、保護者、ボランティア等による読み聞かせを年間3回実施しているほか、図書館司書による読み聞かせも不定期で開催しています。また、幼稚園においては、毎日降園前に絵本の読み聞かせをしています。子どもたちがより本に親しむために、読み聞かせは有効な手段と考えられますので、保護者、ボランティア等による読み聞かせの継続的な実施を推進します。

また、発達段階に応じた読み聞かせも視野に入れ、幼稚園での定期的な読み聞かせ会の実施や中学生が読書に親しむことができるような環境整備にも取り組みます。

なお、平成19年度に策定した「木曽岬町子ども読書活動推進計画」は4年間を見通した計画であるため、平成23年度には平成24年度以降の計画を策定することとします。

※1 「学習支援ボランティア」：保護者や地域住民有志により構成され、子どもの学習や体験活動などをサポートするボランティア人材

今後の推進計画

第4次木曽岬町総合計画分			第5次総合計画に反映させたいもの							
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
学校への意向調査及び学習支援ボランティアの募集										
読み聞かせボランティアによる小学校への読み聞かせ読書週間の継続実施				幼稚園や中学校も含めた読書活動ボランティアによる読み聞かせ読書週間の実施						
木曽岬町子ども読書活動推進計画の見直し		第2次木曽岬町子ども読書活動推進計画施行(28年度見直し)		第3次木曽岬町子ども読書活動推進計画施行(33年度見直し)						

2-9 学習支援ボランティアによる体験活動サポート体制の確立

現状と必要性

ものづくりや自然体験・食育などあらゆる機会を通して子どもたちにさまざまな体験活動を保障することは、豊かな心やたくましさなどの「生きる力」を育むことにつながります。

現在、幼稚園・小中学校では、学校・園菜園を利用した栽培体験活動・ビオトープを活用した^{※1}米作り体験活動・自然観察などの体験活動を行っていますが、豊かな体験活動を保障していくためには保護者や地域住民の協力が必要不可欠です。

今後、学習支援ボランティアの充実により、子どもたちの豊かな体験活動を保障していくことが望されます。

※1 ビオトープにおける米作り体験学習では、地域の方を講師としてお招きし、苗植えから収穫までの稲作体験、また昔の道具を使った脱穀体験などを行っている。また、生活科における自然観察学習では、保護者有志の引率により活動の安全性を保障する取組も行われている。

今後の推進計画

第4次木曽岬町総合計画分			第5次総合計画に反映させたいもの							
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
学校・園菜園を利用した栽培体験・自然観察などの体験活動の継続実施										
学校への意向調査及び学習支援ボランティアの募集			学習支援ボランティアによる子どもたちの体験活動サポートの実施							

2-10 学習支援ボランティアによる授業や補充学習のサポート体制の確立

現状と必要性

平成20年度から実施している「土曜チャレンジスクール」は、当初三重大学の学生が子どもたちの指導を担当しスタートしましたが、現在は学生の指導に加え、保護者や地域住民が採点や指導を行って子どもたちの学習をサポートしながら運営しています。平成21年度に実施した参加者へのアンケートでは「算数がわかるようになった」と答える児童が半数を超えるなど、一定の成果を挙げています。

また、平成22年度は「基礎コース」と「発展コース」の2クラス体制とし、使用する問題も基礎的なものから応用的なものまで用意することにより、より習熟度に対応した指導体制をとることができます。

今後、保護者や地域が中心となって子どもたちの学びを保障していくためには、土曜チャレンジスクールの在り方について保護者の意見を参考にしながら発展的見直しをすると同時に、さらに学校管理下の学習についても保護者や地域の協力を得ながら子どもたちの学習サポート体制を構築する必要があります。

今後の推進計画

第4次木曽岬町総合計画分			第5次総合計画に反映させたいもの							
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
土曜チャレンジスクール実施方法について保護者意向調査実施	土曜チャレンジスクール運営委員会開設について検討		土曜チャレンジスクール運営委員会による運営実施				土曜チャレンジスクールの在り方について総括するとともに、よりニーズに即した運営実施			
学校管理下の学習について、保護者や地域の協力を要する支援内容について学校の意向調査	学習支援ボランティアの募集	学習支援ボランティアによる支援の試行	検証結果を受け、改善された補習学習サポートの実施(28年度事業検証)				検証結果を受け、改善された補習学習サポートの実施(31年度事業検証)			

2-11 子どもが“本物”の文化芸術にふれる機会の確保

現状と必要性

人格形成の重要な時期にある子どもたちにとって、文化芸術に親しむことは、豊かな人間性を養い、創造力を育むために必要不可欠なことです。このため、学校における文化芸術活動を推進し、音楽や図画工作、美術などの芸術に関する教科指導については、ＩＣＴ機器等を活用し優れた芸術文化の鑑賞活動につなげることなどを通して、子どもたちが多種多様な文化芸術に親しめる機会の充実を図ります。

特に、日頃味わえないような“本物”的文化芸術に直接触れる体験活動は、子どもたちの感動する心を育み、文化芸術への関心・意欲を高めることにもつながることから、今後も機会の確保に努めていきます。

また、地域の人材・団体等と連携するなどして、地域の伝統文化に親しむ機会の充実を図る必要があります。

今後の推進計画

第4次木曽岬町総合計画分			第5次総合計画に反映させたいもの						
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
文化協会が主催する文化芸術事業への小学生の参加・小学校における校内観劇会・木曽岬音頭・小唄保存会による幼稚園・小学校への指導など、文化芸術にふれる機会の継続確保			25年度評価を受け、多種多様な文化芸術に親しむ機会の充実を図る						
		事業の評価 (事業の在り方について検討)							

2-12 青少年健全育成町民会議との連携による学校支援地域本部事業の充実

現状と必要性

改正された教育基本法に学校、家庭、地域の連携協力に関する規定が新たに盛り込まれたことからも分かるように、これからの中等教育は、これまで以上に学校・家庭・地域の連携協力が不可欠なものになっています。

学校支援地域本部事業は、学校の教育活動を支援するため、地域住民の学校支援ボランティアなどへの参加をコーディネートするもので、本町においてはその役割を青少年健全育成町民会議が担っています。これまで、家庭部会において家庭での子育てについて意見聴取を行ったり、広報誌に啓発記事を掲載するなどの活動のほか、下校時の見守りや夜間パトロール、朝のあいさつ運動などの定期的な取組を行っています。

今後の学校支援地域本部事業の在り方としては、学校が求める業務内容を明確にし、青少年健全育成町民会議が窓口となって事業を仕分けしたり、適材適所の人材を学校支援ボラン

ティアとして派遣したりすることが考えられます。

今後の推進計画

第4次木曽岬町総合計画分			第5次総合計画に反映させたいもの							
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">学校がもとめる支援内容の明確化</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">学校支援ボランティア募集開始</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">支援の実行及び評価</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">検証結果を踏まえた支援の実施</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">事業の評価</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">検証結果を踏まえた支援の実施</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">事業の評価</div>		

学びの輪がひろがるまちをつくる

【お互いに学び合う生涯学習社会を推進する】

3-1 身近に本と出合うことができる環境づくり

現状と必要性

現在本町には、一般向け図書館として北部公民館図書室を有するのみであり、貸し出し冊数の増加は見られるものの、部屋が狭いこともありすべての蔵書を開架できていない現状があります。また、蔵書の充実も随時おこなっているところですが、台帳を手集計で管理していることで、蔵書の検索等利用者の利便性につながっていないという課題もあります。

複合施設建設の議論の進捗を見据え、学習スペース・検索機能・読み聞かせスペースを兼ね備えた総合図書館の併設も視野に入れることによって、現在かかる課題をクリアしていく必要があります。

当面は、福祉・教育センターロビーや保健センターなど、町民が気軽に利用できるスペースを利用して、現在開架できていない蔵書の有効活用を図るなどの方策により、身近に本と出合う環境づくりにつなげることが必要となります。

今後の推進計画

第4次木曽岬町総合計画分			第5次総合計画に反映させたいもの							
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
複合施設建設の状況に応じた総合図書館機能併設の検討										
開架しきれない 図書を福祉教育 センターロビー などに開架する ことの検討										
	開架しきれない蔵書の整理及び、福祉教育センターロビーなどへの読 書コーナーの設置									

3-2 多世代が意欲的に参加できる魅力的な公民館講座の開設

現状と必要性

自ら進んで学習活動などを行うことにより、生活にうるおいや充実感をもちたいという生涯学習ニーズが高まっています。

本町では、北部公民館を中心にさまざまな公民館講座を開催していますが、近年講座受講者が減少していることが大きな課題となっています。

原因としては、公民館講座がきっかけづくりとしての性格を有することから3年で講座を卒業しなければならないことや、若者の参加が少ないとなどが考えられます。今後は、

ニーズ調査や若者向け講座・過去好評だった講座をリクエスト講座として開催することなどにより、他世代が意欲的に参加できる生涯学習環境の構築が求められます。

また、複合施設建設の議論の進捗を見据え、公民館講座や自主学習サークルの学習成果を発表できるような機能を付加することも視野に入れる必要があります。

今後の推進計画

第4次木曽岬町総合計画分			第5次総合計画に反映させたいもの								
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		
他市町の講座の状況や町民ニーズの調査及び講座開催に向けての調整		調査結果を反映した公民館講座の実施		委託された公民館講座の実施							
公民館講座のきそさきAZクラブや文化協会への委託検討											

3-3 生涯学習社会実現に向けた推進体制の充実

現状と必要性

町民が生涯を通じてスポーツや文化活動に親しめる生涯学習社会を実現するため、現在、体育協会をはじめ、文化協会やスポーツ少年団本部等の各種団体が町民のライフステージにあった様々な活動を企画・運営しています。

しかしながら、各団体とも独自の事務局機能を有しておらず、教育委員会が事務作業を行っているのが現状です。

町民ニーズが多様化するなかで、速やかにニーズを把握し、町民自らが主体的に、より質の高い活動を実施するためにも、各種団体における事務作業を一元化した総合的な事務局機能を有する組織（（仮称）木曽岬町スポーツ・文化振興会）を設立させ、生涯学習社会実現に向けた推進体制を充実する必要があります。

今後の推進計画

第4次木曽岬町総合計画分			第5次総合計画に反映させたいもの							
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
主体的な活動の意識づけ			他市町の組織調査		他団体と協議及び設立準備		検討結果及び評価を受け設立			
評価										

【心のふれあう生涯スポーツを推進する】

3-4 きそさきAZクラブの自主運営に向けた活動支援

現状と必要性

平成23年2月に設立された「きそさき AZ クラブ」は、“地域のコミュニティの構築”と“カラダとココロの健康づくり”を趣意として、すべての世代が楽しくスポーツに親しめる環境づくりに取り組んでいます。

「きそさき AZ クラブ」が自らの将来像をまとめたマスター・プランにおいて、平成27年度には町内人口の5%にあたる350人の会員確保を目指していることから、今後は様々な機会をとらえクラブのPR面での支援が必要となります。

また、高齢者や運動をしない子どもなどを対象とした教室も開催しており、様々なニーズに対応した教室の指導者の確保も課題であることから、指導者育成に関する情報提供などの側面支援も考えられます。

今後の推進計画

第4次木曽岬町総合計画分				第5次総合計画に反映させたいもの							
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		
AZクラブへの情報提供などにより連携継続								検討結果を受けた支援継続			

3-5 体育協会・スポーツ少年団への支援

現状と必要性

体育協会の活動は、町内における生涯体育活動を奨励し、町民体育の振興を図ることを目的とし、また、スポーツ少年団は、青少年がスポーツを通じて健康な心と体を育成することを目的として、両団体とも長く地域に根ざして活動してきている。

今後、それぞれの団体がより主体的に活動が行われるよう支援していく必要がある。

今後の推進計画

第4次木曽岬町総合計画分			第5次総合計画に反映させたいもの						
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
継続支援			他市町の活動実態及び組織の調査					より主体的に活動していくための団体のあり方について協議	

【うるおいのある文化を振興する】

3-6 郷土の伝統芸能を継承し、新たな文化を創造する人材の育成

現状と必要性

本町は、輪中による新田開発を起源とし、また、昭和34年木曽岬町をおそった伊勢湾台風の甚大な被害による文化遺産の流出等もあり、古来の歴史資源や伝統が少ないまちです。しかし、伊勢湾台風を契機につくられた「木曽岬小唄」や、町内外を問わず活動の幅を広げている「櫻華太鼓の会」など、地域に根付いた芸能文化を後世に残していく動きは見られ、平成22年には「木曽岬音頭・小唄保存会」「櫻華太鼓保存会」が相次いで立ち上りました。

後世に残すべき芸能文化を途切れなく継承していくためには、子どもたちへの継続的な指導が必要不可欠です。そのため、現在行っている「木曽岬音頭・小唄保存会」による幼稚園・小学校への踊りの指導や「櫻華太鼓保存会」によるホリデー教室への講師派遣などの取組を継続していく必要があります。

また、本町の芸能をまちづくり・集客交流につなげていくためには、町内外を問わず広くPRすることが必要となるほか、若い世代の感性を取り入れた新しい発表のかたちが創出されることを期待します。

今後の推進計画

第4次木曽岬町総合計画分			第5次総合計画に反映させたいもの							
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
「木曽岬音頭・小唄保存会」や「櫻華太鼓保存会」による子どもたちへの伝統芸能の指導						評価を受け改善された「木曽岬音頭・小唄保存会」や「櫻華太鼓保存会」による子どもたちへの伝統芸能の指導				
事業の評価										

3-7 次代に残していくべき文化財の調査・保護及び町民への積極的な披露

現状と必要性

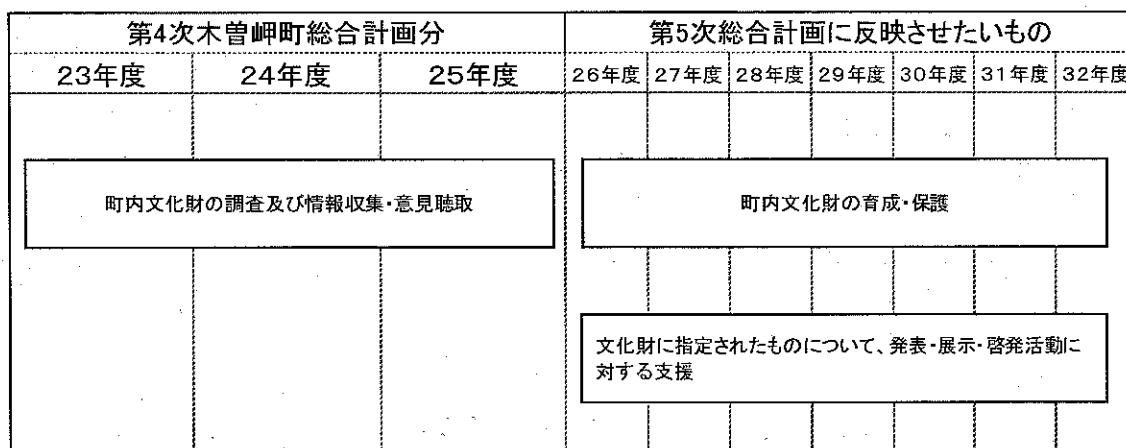
有形・無形に関わらず、次代に残すべき伝統芸能・史跡・景観・文化財などを、町の文化財として指定し、保護することによって、町の文化の活性化を図る必要があります。

平成21年に「木曽岬町文化財保護条例」が制定されたことを受け、広報等での周知により随時情報提供を求めているところですが、指定にあたって専門的な知見が必要になる場合の保護委員の選定について課題もあります。

前項で述べたように、本町は歴史的文化遺産等の少ない状況ではありますが、水郷輪中の立地条件からその景観は特筆すべきものがあり、山口誓子の句碑「青葭（あおあし）に芭蕉の水路なほのこる」や木曽岬音頭の歌詞に見られる風景描写「鈴鹿おろしに 葦の葉ゆれて 遊ぶ水鳥 渡り鳥」などにも表現されています。このように、次世代に残すべき美しい水郷輪中の風景・景観を保護していく観点も必要となると思われます。

また、町民みずからが文化財の保護を通じて地域への誇りや愛着を深め、まちづくりにつなげていくことも大切なことから、文化財を活用した積極的な披露の場を設けることも必要です。

今後の推進計画



3-8 文化資料館の有効活用と定期的な企画展の実施

現状と必要性

伊勢湾台風の資料や輪中のくらしを伝える文化資料館は、子どもたちの郷土学習の場として学校と連携しながら一層の活用を図ることが必要です。

現在、近隣の資料館や博物館などと連携し、スタンプラリーを実施していることもあります。歴史的文化遺産の少ない当町にとって、現在所有している所蔵物の常設展だけでは大幅な利用者数の拡大は見込めません。

平成22年に開催された「昆虫展」では、3日間でのべ100名の来館実績がありました。夏祭りなど、他のイベントとコラボレーションすることによって集客にもつながることが

ら、今後は他の博物館・資料館・個人の収集家・まちかど博物館などと連携し、定期的に企画展を開催することが必要となります。

今後の推進計画

第4次木曽岬町総合計画分			第5次総合計画に反映させたいもの								
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		
学校の授業での活用											
情報収集及び定期的な企画展の開催						評価を受けて改善された定期的な企画展の開催					
事業の評価			事業の評価								

3-9 文化協会への支援

平成21年に設立された文化協会は、町内の文化団体相互の親睦及び交流を図り、自主的な文化活動を助長し、町民文化の創造と発展に寄与することを目的として活動をしています。

これまででは、文化祭での発表・展示であったが、協会が設立されてからは、各単位サークルでの発表・展示が行われるなど、より主体的な活動がみられるようになってきている。

今後も、より主体的な活動が展開されるよう、支援していく必要がある。

第4次木曽岬町総合計画分			第5次総合計画に反映させたいもの							
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
継続支援			他市町の活動実態及び組織の調査							
			より主体的に活動していくため、組織のあり方について、団体と協議							

【若者が参画するまちづくりを推進する】

3-10 新成人と語るつどいの実施

現状と必要性

まちづくりへの若者の関心を高め、その声を反映していくとともに、世代間交流による相互理解を深め、多様な世代がまちづくりに参画することが求められています。

しかし、現状では各種イベントにおける若者の参画は活発とはいえず、その声を聞く機会も十分に保障されていないため、意図的・継続的に若者の声をまちづくりに反映させていく機会を保障する必要があります。

「新成人と語るつどい」では、町長・議長・幹部職員等と若者が語る機会を設けることにより、若者がまちづくりに参画するきっかけとなることを期待しています。

今後の推進計画

第4次木曽岬町総合計画分			第5次総合計画に反映させたいもの								
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		
「新成人と語るつどい」実施						評価により改善された「新成人と語るつどい」実施					
			「新成人と語るつどい」評価								

【地域全体で人権教育を推進する】

3－1.1 地域全体での人権フォーラムの開催

現状と必要性

21世紀は人権の世紀といわれ、木曽岬町においても「人権尊重の町宣言」や「人権条例」を制定して、人権が大切にされるすみよい町づくりをめざしてきました。そして、町人権・同和教育研究協議会を中心に、一人一人の人権が尊重される町づくりを推進するため、学校での日々の教育活動はもちろん、広く町民への啓発活動にも取り組んでいます。

平成20年に実施した、町民を対象とした「人権意識アンケート」では、女性の人権や高齢者の人権・在住外国人の人権など、様々な人権に関する課題が浮き彫りとなりました。中でも女性に関する人権については、問題視する町民も多く、“自分の人権を侵害されたと思ったことのある人”的割合は女性の方が高く、我慢する傾向が女性に多いこともデータとして表れています。第4次木曽岬町総合計画にも町の審議会・各種団体役員への積極的な女性の登用がうたわれていることから、女性の人権について積極的に取り組む機運を醸成していく必要があります。

その他「人権意識アンケート」で見えてきた様々な人権に関する課題を解決するための取組として、木曽岬町人権同和教育研究協議会との協働により、人権週間に合わせ人権に関する啓発記事を広報誌に掲載したり、人権について考え合う機会を設けることも検討していくかなければなりません。

小中学校においては、桑名市と共に「人権フォーラム」を開催し、差別を許さない仲間づくりに努めていますが、今後も桑名市と連携を深めながら事業を継

続していく必要があります。

今後の推進計画

第4次木曽岬町総合計画分			第5次総合計画に反映させたいもの						
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
桑名市と協働しながら、小中学校人権フォーラムの実施									
アンケートで見えてきた人権に関する課題についての啓発記事を広報誌に記載			課題別作業部会による地域フォーラムの実施				事業の評価		